駿臺雜話

121.43
M985s

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s

ガラス使用

駿台雑話巻三目錄

禮集

天下を天下の
枚田壹枝
阿閉掃部
嚴寒知松栢
烈女種なり
天野三郎兵衛
二人の兒
直諫を一業除の
伴大膳
士の風義
多折にふれよく春風
澤掫う妻
結髮の甲う

国立国会図書館
29.7.22
図書館
337916

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

駿台雑話巻三

天下を天下の天下

きゝおよび親を親とし賢を賢とし我ものとせし徒もやゝ
もなきにやゝ学問まくも楽を楽しみて利を利として優游して
卒業せんこと皆恭安の佳況ならずや歐陽永叔豊楽亭記に
曰く嗚呼四海の External を宰して撥乱反正
功成而年豊事楽こゝに安んぜしむるものは天下の人をして
ひとり君を知るのみならしめてわすれしむるにあり
索照曽風の樹下雨の沐浴清一生の力を尽して撥乱反正
治功成り天下戈を動かさず四海浪なきの日に
して天下泰平の化を治めず旅人の恩を戴くがごとき
始めより我ものとせざるにあらざれども上の御盛徳

との為ならず世の為に尽くし賢臣のまなしくしてゆう揮
をまきをわらしそきまよそきくれ盛徳のまゝおよ世中よりこ
ろゆう奉感こゝおうゆうを世よ去らず物語とおそれ伝う事わら。
今春の為ならず往昔天下を天下の天下一人の天下よわら
をとしゆうの八ゝ輔の書よいて天下の君たる人ゝ常に志ちう
きゆうおくら最萬世不刊の名言とも中国おくこと
三代を降らざるまゝと中国おくこと
て天下やゝするゆうの太祖創業のそうを中興
徐達軍中よりく疾と得ると病作れ諸医を
召くゝ療治せらるゝこのやうのそさゆうの八ゝ祖

良くう山川土佐守援の様に！今数年徐達の令をあく
よおのくそ迄この死せん時朕が命も一統
へ下し祖の諸将徐達を筆一として天下を
ちくそなの。ヶ時天下甫定まりて達老死
泰平の楽を享るのもそのときまでこうなくて
天下の安き我なりて死せん徒ともよ死なんと
き、神よちこれなる史、翁明の史録を書くよ
ふしておくべし古より真ともを別のまやこと
と思く帝王有真と、ふ、むくさもお教えり。
徐達の死をいはず天下すべて明るなり
て家嗣も定まる。社稷

も固くたとひ古狙崩ぶれ危きまやきは
八の如しそれ、さまと天下をはくるもなく
楽をきくもしこそ易きよ功臣の死を迎て死
同じ、と徒の子孫ひくもそれ
をく楽と共にやおそて天下をはるを
そしめよと天下を天下の天下をはて一人の
漢の高祖光武なる同・趣模なる
天下を得ることし小児の物をとりきる
なのごとくまんと実をとりひするやう
はくもやそれ秦の始皇楚の項羽・秦朝もの

此信長秀吉をとゞく志かりし、彼等も不仁にして天下を竊み
たりといへども、志のひそかなる天下を得るまでの慾望に非ざれば、古
人も深山有寶無心於寶者得之とこそいひおきし。天正十四
年の事にこそよ。長湫合戦の後、
東照宮すでに豊臣秀吉と和睦ありしに、秀吉使を遠州濱
松へ遣はし、上洛と號して大坂へ来會をすゝめ申されけれども、
御同心なき御事にて、頻に使者を遣はし数度に及びしやまいで、されども
さしもなき程にて御同心なき御事に、秀吉母氏大政所を質として濱
松へ渡されしより、岡崎まで御上洛ありしを、御かたさまに
しも群臣危きことは、おそれいて、諫め申して一同にや止むる、思召し

上洛ありしかば、秀吉いたく喜び、鉾楯に及びしもはかなくよろこびの色見え
けるとぞ。すでに及ばれざるとも、且又衆一統と成りて、御帰ありて秀
吉百萬の兵といへども、ついに八敗まじけれど、まことに危き
所へ御越ありしはまことに、あるべからざる事と、世をもて奉りしかば、その
の時、もし御上洛なくば、秀吉の威勢にも恐れて上洛せんといふ
者もなかりしかば、よく知るべし。さて天下の兵乱久しく打續き、此
時にも干戈をさまらず、故郷妻子にはなれ、いかにすやすかりし一事の
の事なく、天下静謐にならせけるは、其秀吉と鉾楯に及
ばせられず、又争乱の事なく天下の大難に及ばせられし御上洛
ての事の変もあらば、其時天下はなく一家をすべきと見

牧野親成と作る迄、二八頼長なる肝を据へて、とう〳〵やる
に及ぶと雖も、固より其道を行ひ井伊年久しく其後の
こゝく作、おのづから争ひ自ずから危しと雖も、おのづから
おしづまりて、おの〳〵其分を守ひ、天下を
代治めと作る迄一言の論を出さゞる天人ともに感歎
こゝろ天気人心ともにおさまる。天下を
八朋の右組を以て、命をうけて功臣の死を救はんと、
東照宮、ご命をうけて天下の治を
器量の大きゝて、いろ〳〵寛仁大度の
れ仁心ふ深厚なる八、右組の
の法のおさまる。申ん人の家ゝく。
東照宮の御軍功、末ゝ迄ゝ其序ふ人ゝ
ゝ語ゝて芸者をゝ学ひゝ
渡よふのこゝ。ゝゝ無家者流、又
そ学ぶ共ゝ世の智謀をゝひ者。
多ゝ常ゝ指南を請ふゝ人ゝ
なゝゝ。其組ゝゝ直諫ゝ一ゝ
直諫ゝ一ゝ絵ゝ
ゝゝ八右ゝ倭漢ゝ。剣業の
とおゝよ。天下を得ゝ。栄華を

337916

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

ハなし。志うる〻天下をわが一人の私物とおもひ、世の後代、さこうれ〻の沙汰の沙汰に笑華を残さんよう〻ハ、あるまじきことなり。況や天下の蒼生累治れ代を逐〻昇平なる時節、人民の謀を貽し、其ハ

のはかりごとなく、山呂道に泳巻羽を入れて汗血の駒を乞ひ、求詞おろそかに天下を治めさせ給ハゞ、世よもつて治まるべきにおゐてハ、なにをか遺すべき。やう〻治名も遺すべし。

そこで太閤大仏を建立せんと、万人ハ十とおもふ。名ハ大仏殿を建立せんと、万人ハ十とおもふ。名ハ一天八万四千ばかりと我も一方の名をおとさんとおもふ。ゆへに天下共多くの人を労し、大仏を建立して多くの財を費し、やれ天下の害ぞ、人民の怨ぞと、綸毫の益よりも、おゐて多人の耳目をおどろかすのみ。

また〻いまの世をもつて後世の名をのこさんとおもふ。ハ、おろかの沙汰なり。況や今川義元の如きハ、駿府の城下に於て泰山のごとく、国くまそも奉行として仕へ、終に永代不朽の汚名を千載に残したり。

いにしへをきゝて、それを別して深く感じ奉るべきことぞかし。古今に傑出し給ふ事なれば、これは世の内には自身の聰明に傲り給ひて、常には下の直言を納れさせ給はずして、真は聰明とはならざるものなり。古より聖人君子は徳を修めらるゝに、諫を入れらるゝを本とせられ、およそ人聖人にあらざれば、必ず過失なきことあたはず。されば聖人にても諫をいれらるゝは、虚損は疾の補薬を入るゝがごとし。虚損ある人といへども、よく治するの類なり。それとよき事あまたなれども、諫を入させねば、虚損の病は補薬を入ざるがごとし。虚損持しといへども、病のなきにあらず。まして英明の君は、今の世として、好みて自らの国の経より下の直言を忌み給ひて、八つにまゐらせの代の諫

議一言なきの衰を見てをきらく。求諫を要とすることもなく、人甚だ危き事なり。直言する人を退けやすく、阿諛する人を近づけやすし。よりて上に過挙ありても改めず、国に乱政おこりても聞せずは、古今の通患なりき。いはんや武家は代々の事にて、専ら武威をもつて下を制し、下も勇力をもつて上に仕ふる故、言路塞りやすく、下情通じがたく、国事日に非なれば、事をなし、志ある人も上下を隔てゝ、一言を蔽ひ、要の事を思ひつる人も、その事をまことなきのみ。されば東照宮、兵乱搶攘の中より出ましくて、常に言路を開き、下情を通ずれども、いさめんとし給ふぞ。古今にすぐれたまひける

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

れ事とや思し。遠州濱松の御城に在城ありし時。ある朝
中間作左渡る。并に部屋の者二人は用の事ありて。御前に召出
さる。御用すみて。二人の者とも退出しけれは。中に一人は御前にすゝみ
鼻のさき近く寄りて。草紙の如き一通を出し。自分に御前へ申上へき
わけなとは。候はねとも。只今まてとし月。日頃私の存よりを
件々書付をきしかは。それを奉りなは。万一に御用にも立候はん
やとおもひ候て。差上候と申けれは。さしてむつかしき事なれともと
思召て。奇特なる心入かなと御感ありて。作渡る
うけとりて見るに。さまさまの事ともあり。中にも数箇條あるを
御らんありて。ことに一箇條をよみ給ひて。尤なる事とて

あゝさらはありかたく。其草紙の趣を一とくれなるそはしく。さて作左
まゐれとて召れ。是に隠されたる御後も有しよし。御手あらはし給て
御前にひきよせて。是をあらため。只今御用にてこれを承れ。是は
其方の奉るとて。御前を立ちかへり。其後に作渡る所へ
参りけれは。さて彼が差出したる一箇條を
御用に立つへき事なりとて。其所にておほせ下されけれは。さて作左衛門も
其件を披見せられしに。いかにもさしたる用に立つ御事
ならんと申したりける。其身相應に思案をめくらし。内々書付置て我等
に見せんとおもひける志。なによりも奇特なる事ぞと。其後
よき者。用に立べきとて。御用に召出し。御取立ありけれは。

卒(そつ)なく取(とり)つくろひなどして、表(おもて)
下(した)と。家(いへ)分(わけ)のわやもやらもそうねんのなどと
心安(こころやす)き友達(ともだち)傍輩(はうばい)などわ、まことに多(おほ)くあり
ふく吟味(ぎんみ)もすべて行(おこな)ひ。さて分(ぶん)ざく吸(すひ)もの
差(さし)なども、分(ぶん)なりにて。友達(ともだち)傍輩(はうばい)
ふまもなのごとくにて、事(こと)にも合(あ)ふことく
ありて、大(おほ)きの事(こと)などハなにとなく
おくきやうなり。さて是(これ)ハ改(あらた)めもせず
なるよ。そもそも分(ぶん)に損(そん)とゆう七(なゝ)ツ。そこに富貴(ふうき)なるもの。家(いへ)
家(いへ)を亡(ほろ)ぼすに、大(おほ)く我過(わがあやまち)をしらずして。自(じ)分(ぶん)

まゝにて、よの我(わが)ところをふかなる。あのれハわの過(あやまち)を
告(つげ)ざる老(おい)ぼれやと、ふこゝろまでにて。作
濱(はま)ちやを始(はじめ)とし、ぐん仁厚(じんこう)なれバ、作(さく)
左(さ)と此(この)事(こと)共(ども)の我(わが)よくくしる仁(じん)なり。作(さく)
蔵(ぞう)濱(はま)よりのれ。よ上野(うへの)なども作(さく)濱(はま)ちやを
ますく、ふ此(この)事(こと)を作(さく)濱(はま)ちやと上野(うへの)なども
ふく、多(おほ)くとの過(あやまち)の結構(けつこう)なるまゝを
中(なか)上(じやう)まも。決(けつ)してゆハせんとおもひ
ますとて。と野(の)なども年(とし)ひさく。其人(そのひと)を
ふく、名(な)をきゝ其(その)まゝをきゝんと、いそまつ
ふく。作濱(さくはま)ちやを今(いま)ふてゝ

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

殺さるゝなり。其後後藤の山城守殿御側へ侍
坐の氣へ上をあざむき、人君をよそにして
我儘よりおこりて、君父の命をも用ひず、
つゐに諫言をいふ家老共を、我儘故に
勝負をするに、分氣我慢にて、
こゝろよくおもふ事をも、討死をも、世に名をのこし、
忠を君にたてまつるべきやうもなくして、
敵を討ねばならぬ、君父を思ふ、恩愛を情ずして、
士卒を、戰場のそこゝ爰にて、

（そま）とりちらすごとく、君の、忠諫するを、忠言耳に逆ひ、
常にことひねくれたる、私欲より、
おこるものなり。その進容祝の、
まゝ物まで終する程の、
ほをつゝもの、忠信も、退屈する、或
病氣と称し、或は役仕を休むべく、
強ゐるを、表向氣よく、
極練なの体を、若怒を、
ねやうするおくびをも、

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

敵国の兵戈しづまりて。終るハ。世にわするゝた貴忠臣と云ものも
に比すれバ。戦場の一毫にも及ばずやあらん。されバなかなかと終る
まじとぞ。人体に万世の子孫の為にする事に及ばれずといへ
人君たるへの永き鑑戒となりて。亀鑑の元業となるへき

秋田壹岐

世によく云ふことく。陥陣先登すれバ。得ぬき事ハ易く。
犯顔直言すれバ。易き事もかたし。然るに古の君も臣も。
陥陣先登の功を貴む事ハ。ありけれど。犯顔直言の忠をたまはん
する事を。貴ぶ人ハまれなる人ハまれなり
東照宮にも是を思ひ給ひて。寛永の了。越前の故

伊豫守殿の家老に。秋田壹岐といふ者あり。さまで才智ある程にもなけれ
ど。其身の材をはかりて。微賤より登庸せられ。厚禄を受け國老
に列しけるが。伊豫守殿参覲ありて一年江戸の内。費用過
分なるを常に歎かしく支配して。用度なる様にせしかバ。
ひとへに壹岐の功なりとて。称美ありけれど。常に犯顔
直言して。君の過を匡救せし事を忘れず。或時伊豫守殿
在國ありて鷹狩し。哺時に及びて酒宴ありけるに。家老ともいへる
近しに伊豫守殿盃を給はりて。家老共に對して。
とかく人々老ともの云ふる事ハ。常にすれバ見苦し。我もかく
万一の事あらバ。右陳するにも上の沙汰ありて申しと是ゆ

るそこに共方ともそれぞれ
家老ともいひとも。沼家のものもなるよ
とうちひしお壹岐一人まねなおてくれ
と。仰ともそくくもうおとほうく思おそ
殊に壹岐をはと、なるまてに共時を沒に、今のの
ちまでよそくそうおするる欲うし貴にま
御用なとの沼供おおとくくそさまく
ちのうおかくれとく。妻子とくおそし
こおくにとなくとくひきまくれとく
沼用よ当くきそこおなくそれ

あとの沼をそ。お後のおくくまくとくの沼伊
豫ち愛大きよ義氏様ー公主尾州の
ち愛の刀をそて側よ居ものくーのち
をを波風く共人をそとおうこ。沼
供志くくまくとくを要くこみ向をお
云そさおくいなのくうまるまで公
くくし後へなのけるく伊豫ち愛のそ
よおそそるそれぞれ。おのーそ
沼へさ殊ふをみんよをいに今沼
沼恩の報ー奉る志のまくーやあ

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s　ガラス使用

のく平伏しまゐらせ候。いそく奥へいらせたまひ。
芸跡をくみの表をとりも直さゝよひ
やうさまつりなほをくらせ給ふ折もあるべく候。
堅うのとれ探題をくに汁椀をおつとり一作
まいをまもわるくきまゐをとそうし
よ。汁探題と差しをくよき折りそくくと
序とこゝをなほ、芸と某まゐらせ。汁それ立のとよをくゆくと名とた
るけのちひ多くの老をくに術を納さあひゆくも芸方のる
をくりとうれをけく候老衰を感し
ゆわたく切腹の用をうて芸命せ

糟糠の妻なおとゝめよりをくそれよ
結ぐ汁ゐ女の身なをとゞまゐよ汁風
まらる。我汁厚恩をそりよ旨候の
歴の妻とて大勢の下位より圖統ぜらる
風よおらう汁やゐ。をつのまいをまを害作
朝夕冬ごとに恩のみをうらうまを
怨と奉らくあるべくつらぐ女くもて
て。上と怨をなるやうなるまゐ。芸事共事もを色をきかは。
芸衆の下をくもゆく怨とゐゐて今やと
結ぐれよ和ゆくる行よ人事く門をと

去りしとかのまぎれてこそ我とおもひしく此城をしまかなばすぐくり縁女(えんじょ)めしへ其方の是いかしまんぐりかゝりて寝られぬかや陰(え)なる事もよく候はればかつおかやまかへ為事なきとうへいかく及ぶべく其方の心をかゞり感しつゝ涕を流すらへの事なく其上腰の物を賜はりしの八其波も思ひ出のらぬやうにお道を旅の神(しぜ)栄(えいし)賜してまたるをわたるを翁かい旋よわりし時越前の人おやしく語りしこの今おもへハ松田刻こそ東照宮の作らまし世にあつる費家老といふも謀に一番論よりも難きことはあらんかし。

伴大膳

さまでは巧佞(こうねい)なる臣にて人君の心をよくとりて常に任用(にんよう)せらるゝ事なれども大切の事に臨みて剛直(ごうちょく)なる人なくしては用にたゝぬ也。その上に伴大膳は松田某とてちらひありしものなりしが岸和田の城を守りしに大坂冬の陣の前に片桐市正摂州茨木(いばらき)の城に拠(よつ)て関東の味方にくみせしかば小出は泉州堺に有りしが雑究(さこう)かやうにと云ひて味方に参ぜよと勧めてそれ味方をしたる甲斐なき事とおもひて茨木の城へ引籠らんとて其身の兵ハ少し引つれて出けるに其兵ハ捕へ尼崎をとるとて城よりはなれんとしけれど大坂より兵を以て茨木の兵を取籠て攻(せめ)ける程に尼崎の城へ援兵(えんぺい)を乞(こい)しかども城

ようと救(すく)さんとこの八兵衛のらち死一番に討死一番に山せる所
場の坂ら上と建(たて)ル二十余幼少の子ら引(ひき)連(つれ)播州池田武蔵守家来
数(あまた)人(にん)大勢(おおぜい)のとうち寄(よ)るよし告(つげ)ければ兵衛(ひょうえ)是(これ)を聞(きき)て
此者ども片腹(かたはら)を駆(かけ)通(とお)らんと思(おも)ひ武具(ぶぐ)を着(ちゃく)し馬(うま)に乗(のり)
我家(わがや)を出(いで)ける大坂と一里余(いちりあまり)の所(ところ)なれば程(ほど)なく
和睦(わぼく)の後(のち)ゆえ二條(にじょう)の城(しろ)より人数(にんじゅ)おびただしく武具(ぶぐ)なる
ほど伴大猪(ばんおおいのしし)とおぼしき者(もの)ども多(おお)く追(おい)くだされ
おのおの追(おい)つ追(おい)たれつ互(たがい)に突(つき)つ突(つか)れつ
ここやかしこに眼(まなこ)爛(ただれ)たる猪(いのしし)ども数(かず)を尽(つく)して
ちらし置(おき)ぬ兵衛(ひょうえ)これを見(み)て是(これ)は作(つく)りたる猪(いのしし)
にはあらず生(いき)たる猪(いのしし)を多勢(たぜい)

にて追(おい)くだしたるならんと思(おも)ひ小(こ)刀(がたな)を抜(ぬき)て
小供の首(くび)を掻(かき)切(きり)ける側(そば)へ輔(たすけ)翼(よく)の者(もの)ども
まのあたり是(これ)を見(み)て驚(おどろ)き騒(さわ)ぎ立(たて)ける
や多(おお)く今(いま)此(この)ごとく武芸(ぶげい)を専(もっぱら)にし給(たま)ふ
そこら一面(いちめん)に流(ながれ)たる血(ち)を見(み)ては
よも一ときも堪(たえ)ず気絶(きぜつ)なすべきに
安堵(あんど)せるとは大胆(だいたん)なり
をや扨(さて)またも兵衛(ひょうえ)が前(まえ)の所作(しょさ)
しかの大猪(おおいのしし)父(ちち)を大猪(おおいのしし)と云(いう)
弱年(じゃくねん)より武芸(ぶげい)を専(もっぱら)にし給(たま)ふ時(とき)の
馬卒(ばそつ)なるべし

まで討ち取りて首級を得ることは、即時に甚だ容易なれども、その罪を討ち免し、我功をも討ち感じ、おもむきを以て威光を屈せらるゝ下の義氣なり。勇氣我抑へ奉らさる程おそれたるやうなれども、命をすてゝ我をうたんと思ふ人の世よりすくなきやうなれども、織田信長公程威勢ある御方にても、智謀勇氣上杉のそれにおとりたるやうなれども、二人の威勢をもつてくだ〳〵の義氣おとすことあたはざるなり。是天下の義氣なり。元祖をはじめ奉り、東照宮御思召の程ありがたき事なり。

天下よりひとりの義氣を出すことあたはざるなり。今世の人をもつて義氣を出さんとおもふ。とてもかなはざることなり。仁徳ありて天命ある人にあらざれば、義氣を出すことあたはざるなり。義氣は運のよきよりおこる。運のよきは天命ある人にあらざれば、義氣を出すことあたはざるなり。諸士の義氣を出すことあたはざるなり。君臣の義氣を出すことあたはざるなり。子孫謀を賜ること勿れ。

阿閦掃拭

…ども越前の士
…さして忠義に係るまゝをく…
…風を…ども秀康卿越前より封せられ後阿閉
掃部とて…武功の誉ありし老将…抱らまゝをく
又狗伊勢とて…ども世隔の歴々の嫡子より嬖の
…ども扨させをよ…の掃部を招待しけ…
多のことをおさて饗膳すゝめ…ども及ひ…は伊勢今ゝ八
更なり諸の…物おくれより…分のはれ武功のまゝ物語のく被
よりきせをとこひよ掃部いや某…分のよはれをいひ…
行の武功をそくさんのことをとやいふ…ども聞…

生の肉は武士振の思ひものれをそのまゝ…ども
中々に列志津兼門我は誉を宮よ世…某一騎余吾の湖のつゝみ
をいひしに掃部父八ら困渋…ども…ども掃部八…方やくおくし敵とおもひく
てしは…ども相撲うみ…ども八芸人ゝ…
ようとこの老武士ども…ども敵ゝおひよ…ども人體を見うけ
幸とそ…ども…掃部ようの様なるうち掃部…
す刃のよう…ども…ども…ども…
ひよ馬をのまゝをは…ども…ども…
ゝ掃部今切るよう報恩をおもひ…ども寒崩ゝ気後よくと
ていひの…ども掃部ようなることをせんとく…余吾乃

湖と錠と打ちふるひたく、ごろごろと雷おびたゝ
しく降頻りて、二三遍あらひ清めを重ねてこそ
久しく物頼みなどしたるやうに覚えぬ。其時わかき
人々又詞をそへて、こゝや陰気とうたがはしく
沈鬱なれば、いとゞ雨すさまじく物凄き心地して
承りぬ。某ハもと本新参と申ながら、其座に
ありくらし侍りぬ。こゝなるさゝやかなる武士ハ
其比伊勢へ参詣とて浪花の津にて船を待
ながら居給ふ由、此地路ときゝて、扨もよの
さまいてたく、掃部

よむひとくさゝくもに、今の沈根ごとく雨ぞ
降をおそれてこそ、其時の沈根ごとく雨ぞ
そゝぎしなどいふこと、我等もやくばかりきゝ
侍りしが、其時雙方のよびのおとゝ馬の毛いろを一ツ
ひとつにいひもちゐしハ、掃部おとゝ沈香ごとく
くゝもひとつもちゐしハ本朝ごとくなどいふ
ことをきゝ侍りぬ。扨又掃部おとゝ方沈の匂
ひをきゝ給ひて、腰のつゞきたるやうなる方
沈の名風ごとくなどいひ給ひしハ、秀康卿の再へも
掃部と同一流やくめいをさゝれよ。其後一伽殿(つくしどの)筑紫(つくし)
遷の時、掃部ハいつものごとく加賀

へ招きそれぞれ仕へくこと子孫相続して今もおゝ勿加
減なる有しはある人ゆゑを語るをきゝしにまた本の我君あり又人多
やうにさうまもなく阿闍の彼ことよりをそれぞれ
又伊勢うその後の忠初より掃除を始てまのあたりよろこび
うことを聞いたることもさしあたり多くまことに
風義をあつくかのごとくなき給ふ今人家こゝをたてゝ今島
喰そうら待の忠初おもてい、それ
深の表をなせり我おこときのいやしき
元もくく義のこゝろ遠くを義命をくよりて大小両刀又は甲冑
のごとくの華美をやめ、今我を送りことごとくの體にて

作事新たに我家の治世よりおよそ五百年ばかり来、天下武
をとるくに及ぶといへども、今のまゝ忘れ
志を作初の一ふしも聴ゆるまじ、いたりくあり
まを肋指をそやかされ、文道をも
き方をわるくいふとも、元祖よりくの遺すくふ
とをやさしく御うけて学ぶ、その業の道よりおろ
すまし、武士の行住坐卧よりまを志をぬやうにさくのごとく聖賢
の域よりもんまも進うくさよわるくにとおくよりまも義氣
の發すにてやくの古来事新の武士を見るよ、多くハ不学に
して文道の金銀ハくとくいふとも義よりおろそかにて一命を軽

義軍敗のごとく実くわしき。義経の
末教化を垂よ行をきびしくし
礼をも維持し。国家も治平なる
義経さへこの
よなるべしと。ことなげうくこと
士の節義
あるはの今古今節義のまよ及ばざる
季路再有の二子を。父と君とを救する中々不従とはいふべからず
おゐ忘るまじき。君父を救ずんば同ずるまじきは
や。二子を孔門の高弟よわるとも
救ても。其跡あらはれ
何ぞ。己の利害よひうまく。党悪を
こ平帝を弑せしに仕へ。及ぶ莽
術をすゝめ。和帝を弑しに。その
の時ず。逆を以て。在朝の名臣
義原吉揚溥揚栄をはじめ。燕王をきて。
仕へざるはなし。甚しき歴代を
う不臣を。はじめ。
るまじきの。多く今日
ひしく。朋友の信
救ても。其跡あらはれ
何ぞ。己の利害よひうまく。党悪を
こ平帝を弑せしに仕へ。及ぶ莽
術をすゝめ。和帝を弑しに。その
の時ず。逆を以て。在朝の名臣
義原吉揚溥揚栄をはじめ。燕王をきて。
仕へざるはなし。甚しき歴代を

元等八皆一代の文儒ゝて。世よ
ゝ名をあらそふ人ゝにも。元
ゝもあへ。季路再右ゝ我父堯を
義ゝおもふゝゝ。足るゝ明うみて
人鬼屋ゝゝゝの給ひゝゝゝ
殺ゝ。安勢ゝゝも。源義朝ゝ父為
大悪ゝゝゝぬゝゝゝなゝゝゝも。君命ゝ
敵ゝゝゝ多ゝ人ゝゝゝ。元を救
云清ゝゝゝゝ慰ゝ。ゝゝ
を教ゝゝ。彼ゝゝゝ
ゝゝゝ元ゝゝ
ゝゝゝゝ

家の名将ゝ国ゝゝ。勇氣ゝ
元ゝゝゝ。ゝゝ
ゝゝ。紀の侯ゝゝ。最ゝ
ゝゝ。ゝゝ
おのゝゝゝゝ。ゝ
古今ゝゝ。後漢ゝ
自ゝゝ。ゝゝ
ゝゝゝゝ。ゝゝ
ひゝゝゝ。ゝゝ
ゝゝ。朝家のゝゝ

ふとわるおやぢ　のおとこ　諫めやさ
とゝまるのおれで石積とゝまり人　おやぢ
のこと殺すハ非なれ。父不忠なることを。て
保元平治のころ天下乱きく。我威さうにも依く
なるべぬ。いかさまよ世よこゝ乱さるゝ名分のやふまもそし
とて。此時代を狂ひき綺麗おもとき
勢の着光とゝ此見識おもハ教諭もおゝてしちっき
丁徳明智光秀こ。織田信長を我ぜんとゝく。丹波路よりも
を時変中ゝく攻下の将士に信謀の人企おるまを焼く引さ
さて一堂同心ゝとゝ紙の折文をもまるに軍士たゝ

怒き視て。どうゝのまゝ及をさやさ
次企おにそのも浄利運おるゝきまも
ゆもれ敗亡ゝ又多人中ゝくそ
をわゝゝ芸場をたゝゝ中ゝくそ
ゝ。一変の血判ゝ事ま終日人ゝ
ゝとなゝ。孟子ハ非義之義大人弗爲と
大人のせさるおなゝ。此時光秀をたゝゝ
をよわゝゝ死なれハ中ゝまるゝ。万一光秀事ゝ
永ゝ世よおゝ内義ゝ。そゝゝきやゝ
るまゝゝたそなゝ。よゝまゝ芸時自殺する中ゝせゝ賊堂

の名人の至りなり。世作よく、その父死といえども、早喪と義理の筋よくくら戒めおよび衣よ拘ず。時勢よく遍歴きたりて、その賊党よ陥ず。極罪よ処せらるるにいたりなけれども、歳寒知松柏

庄中ひらき。宋の文天祥謝枋得の赤族せらるるにくく悔さらし。古今義烈の士というべきこと。前聞くく。文山の衣帯よのこりたる賢豎山の却聘の書と、人をして三歎のくやまる向なるまでよ至らしむ。文山のその博羅と同苦する

をみるに、其気象凛くそうして犯すべからず。去ども其人品よ至ては、まず方孝孺等の悦慨にして、死よ就ける。但文山と宋の亜相とくそうして風と体裁を同うすれども、文山ハ宋の為よ尽くして、頭仕えをいとわず。えよ仕えそうして、深く罪を預る程の分中もおのずから異なり。宋七ひくくやさなん強うて八十余まよおよぶ老母おわすよおよばざるよ、こころおよばざるよ非ず。浪よ元人の聘を却きくくたわ。真情文山と抗衡すべし。趙子昂留夢炎等をいうくく。小節よこだわりてえよ仕えしてそのくく罪を悪のんを害ひくく。兵亡ひ恥のまくきそのなさざるの類、蛸蛄の孔よ、殉国の法なそ

雪吐義烈、いくとも孝孺よおとらず、うらうら古今義烈の作あれど、こゝ幾ともやすき。此時先朝の文武名士をあつめ行在の基を迎奉せうとす。此徒ども、こゝを囲繞して殆ひしまさんとす。後よ盛ん老て扣馬を志ざすも、此孝孺ら為ならん。

てもまのく、九族門生こゝにさゝえ、戸を前の後を乏くも、一たび顧るまなうて、こゝさすらう兄弟の孝友う就戮して孝孺よおよそ為涙志ざす、孝友詩をにちうらく、兄の孝孺よ缺まる其給

阿兄何必涙潸く、取義成仁在此間、華表柱頭千載後、

旋魂依舊到家山、

いかでおそるまなうまうまなうまう、百世の下まくもきう人我を志ざ

ふべし。されど始終の徒ら、世に称着すうまうまく、徒ら八、今文ト申及ぶこと共列申あれども、殆ひしまうまく、殉死よりもほうりてそ西湖に建文帝の始末よ名そくいく考へ給へる者、前後今に泥猛選程派う苦八古今比類なき事とうもそまうまく、建文帝嬪孫をそて空統を継まうまく、帝年ワく材弱くおそせうせく、争うよそまうまく、太祖の時諡文者ず薨去く、建文おうまうまを物語ひまうまく、太祖の時諡文者ず薨去く、建文帝嬪孫をそて空統を継まうまく、帝年ワく材弱くおそせうせく、争うよそまうまく、太祖の時諡文者ず薨去く、建文

一に叔父の燕王雄才おまして、倔強狂制乃くく行よ百霊の後国本の変おらむまを慮てそるあ、其時諡

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

意伯劉基博学よく識緯の書を奏進せしと聞へし劉基なるゆゑの為ならんもおそるべし此の紀逸は密織して織を
うまくわ大雅よ降くそを聞きとりて
よ無兵すくに大内よ迫くる糸瀬るゝ
時令して大内よをうけさせ帝自こう焚死するやうに
其紡ぎの程濟この紀逸を斗碎こゝろ
の名よくく分ち帽子剃刀の類まで内よ納
内く朱書して蕙文を鬼門よりそ
いそく殉ぜるよ神楽歌よ令そそあまた
八建文帝勿くく自焚せし楊蕙能蕙ひとり蕙賢そ

葉希賢蕙す程濟急よ帝の髪を祝し奉れ
髪をおろし衣を易て紛れ
よ冨舟を艤して待ちけり帝を
く蕙紱希賢をはとして
よ紀逸等よなのまにき此の紀逸の識す
をおやくせこよ
帝よもくこひ
なり程濟も逸人と號し
と事よ聚散し道路よ往来して衣食を給し蕙接をなし

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

相與に壹心戮力して、始終一のごとく、宗祐陪従の時、成祖宴人
よりおくりものを贈りしに、馬左の屍をさし出しまゐらせ候間、
てんしゅ捷死しまゐらせ候と申上ければ、成祖、甚だ感嘆せられ、
後世へ建文帝、いまだ死せざるの沙汰ありて、胡濙を令して仙人張三
丰を訪求めさせ給ひしも、実は帝の跡迹をたづねんがためにて、
内々にて人を物色せしめ給ふなどいふ事ありて、一なり安居する
ことあたはず、君臣ともに疑懼して、遂に天下を捜索やまず、
従亡の人皆うせぬれば、安社をも相結ぶことあたはず、
人もうつりのごとくして、帝をも護しまゐらせし、或は屢空しくして

糧を絶つ事、或は侍病として薬を乞ふの崎嶇狼狽、
多し。帝行をくらまし、名跡を遊歴して、多くは都を距て、懐旧
の情をいだく。其中一首之詩あり。
寧落西南四十秋、蕭々白髪已盈頭、乾坤有恨家何在、
江漢無情水自流、長楽宮中雲気散、朝元閣上雨聲收、
新蒲細柳年々緑、野老呑聲哭未休、
これを吟ずるにおよんでは、帝、必ず命じて成祖
仁宗の妃嬪を召、英宗正統の
帝と同宮の住まひをせしめ、帝いでまして、胡氏をして帝に
まみえんことをこふて、帝の詩を贈りて、自ら建文帝と称し

て、もつとも行義篤厚甚だ帝を掖翼したてまつる。承祚より後、程淑徳皇后のごとく、長信を誅罰せしめ、帝南宮の思ひあるよりて編死せず程なく帝ふたたびやむごとなく、ふたゝび帝位に即きたまひしかども、加延壽宮人を遣はして、自ら甚美を加せしむるにより、探求めもうけ建文帝あるまじき簒逆決定せしこの八詔おのづから帝をむかへて西内よりむかへ入れ奉りて、人々の職を終ねたまひ、終の返さゝりてのごとくなりぬるの帝に従ひ奉り出亡してよまひたまふ。もつとも二十九年の方、浪費まことに帝を宮中よりむかへ入れ奉りしこと、いまだきかざることなり。抑越の文公のごとく、篡余

の嫉公子夷吾を殺さんとせしかども、一時猶豫して、学ばざるやまた程淑徳皇后のごとく、宮中の人光佛といふ僧を愛して、これも古今多くなきことなり。

くまで折ほど帰依

旨のごとく、清舎利に、清そそぎ、菊花日供養の

まを清浄にして、仏前にお日中供る

まをもつとも考て見るに、盛衰栄枯は世の常なり。そもそもよ

りて志ある人々の、又士の常なりとも時のものやうにたとへ見

悟を愛し世俗よりうとくもてなすやうなりしかども
上皇くゝ。
水邊楊柳綠煙絲。立馬煩君折一枝。唯有二春風一最相惜。二
慇懃更向二手中一吹。
とも唐の楊巨源が楊柳の作なり。けだし此の句を焼よりて
其こゝろ作るよりて其こゝろを用ゐるよりよりて
なるべくゝ。なれや折くゝ。まゝ柳の新しき枝をもてよ春風。
楊柳の人をもてなすやうにくゝ。やゝ主を離まてゝ春風つれなきよ
そゝりてぬきなへ。いうよゝなる。なれ其こゝろを折手をもて
やうにしおくゝ。うごかしてやいとやさしくゝ作。たゞゝ忠岑我

士の墨衣存亡をとゝくゝなよゝあるくゝ
墨衣記をよるくゝ源氏の士中を源義家朝臣
家流うまゝを感せゝ。又栗澁あくゝ
おゝゝ祐泰とゝ。人ゝ考ゝ伊豫九郎ゝ兄
河は二郎と祐泰とゝ。ゝ九郎と祐泰とゝ。ゝ誤ゝゝ
士の作をまゝ擯ゝ去ゝゝ。いまゝ稿を抜せる
其後ゝくゝ草を起すまゝもなくゝ
なくゝ忘作ゝ。源朝臣ゝ源之俊ゝ遠頼政ゝ
ゝのやゝ始ゝ源義家朝臣ゝ頼政高倉宮をすゝめくゝ兵を起せ
しゝ時ゝ糸所ゝをゝ奪ゝて。倉皇ゝて井ゝをくゝ越ゝて。ゝ忘
くゝやおゝくゝん競よゝかゝとゝゝせゝ。競ゝはゝらくゝ猶豫ゝて

家よおゝてゝ。平家を亡し。国ゝ司ゝ守護ゝ地頭ゝ。
うおたよせの。ゆゝく。ゆゆしゝう。頼政ゝ。
すゝにたの。多ゝ競ひとゝ。於よおゝ。
人もゝく。いと。せ。ゆゝ。ゆゝ。ゆゝ。
ゝゝ人。造の恩ゝ。ゝゝく。小糟毛ゝふ馬よ。奥。
ゝの料とゝく。安ゝ。とゝふ馬をゝゝく。
皆異ゝてゝ。多ゝ。競ゝうゝ。
ゝく。ゝゝ。ゝ旅。人ゝ。
治ゝ。ひゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
多ゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
さゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
第七騎ゝ。ゝゝ。三井寺ゝ。ゝゝ。
ゝ馬ゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
三井寺ゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。
ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝゝ。

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

光尼法師を召(めし)て死を救(すく)ひ給ふ。其時宗清朝臣(ときむねあそん)も
ともに召(めし)て。この事を尼御前(あまごぜ)に問(とひ)給ふに。頼朝(よりとも)うしろ
にて。縛(いましめ)をかけてよ〳〵と、せけば。行(ゆく)よ。帰(かへる)よ。
其後(そのご)事(こと)ゆきかたもしらずして西海(さいかい)へおもむく時。頼朝舊恩(きうおん)の謝
せんために頼盛(よりもり)を遣(つかは)さるゝ。宗清(むねきよ)もともに必(かならず)不果(はてざる)つもり
急(いそぎ)の一(ひと)ふねをつかはされ。頼盛(よりもり)卿(きやう)をば。本国(ほんごく)へ送(おくり)
よ。さて宗清(むねきよ)をば。下部(しもべ)どもにいひつけ。宗清(むねきよ)を
まとひ。さて首(くび)をとりてよ。宗清(むねきよ)をとらへて
て。その首(くび)を枝(えだ)もて一方(ひとかた)を敲(たゝき)ながら
よ編(あみ)て。其(その)ふねをこぎ出(いだ)すやうにして。西海(さいかい)へ
おくりやりたるとぞ。

心情(こゝろ)をも述(のべ)。其(その)ほか種々(しゆ〴〵)の物語(ものがたり)ありしが。一
門(もん)をはじめ。西海(さいかい)へ流(ながし)遣(つかは)し。日数(ひかず)もへだゝりぬ。
おもふもやるせなきも痛(いた)ましく。
頼朝(よりとも)某(それがし)をまねくまじく。打(うち)ころすべしと
仰(おほせ)られければ。藤(とう)内(ない)遠慮(えんりよ)なく。藤(とう)内(ない)が宅(たく)へ入(いり)
ぬ。其後(そのご)西海(さいかい)へ流(ながし)遣(つかは)し。伊(い)豆(づ)に流(ながし)置(おき)。祐親(すけちか)の第二(だいに)の子(こ)
頼朝(よりとも)伊豆(いづ)へ流(ながし)置(おき)。祐親(すけちか)に仰(おほせ)付(つけ)られ。厳重(げんぢう)に
役(やく)よ勤(つとめ)。京都(きやうと)へ登(のぼ)り候(そうら)よ。祐親(すけちか)の女(むすめ)を妻(つま)として一男(いちなん)を産(うみ)
祐親(すけちか)夙(つと)よ京都(きやうと)へ登(のぼ)り後(のち)。子(こ)を聞(きゝ)て大(おほい)よ怒(いかり)て。
其男(そのおとこ)を殺(ころ)し。あまつさへ祐親(すけちか)をも害(がい)せんとすれども祐親(すけちか)

れ給ふをやう〳〵と支へ、ひそかに其後頼朝公を奉じて伊豆の方へ相援け申しは、祐親実家のことにて、大庭景親等と石橋山にて頼朝公を追討ち奉りしかども、其後頼朝公天下を平定し、国々に守護地頭を置給ふに及び、祐親父子三浦義澄より訴へ出で、祐親をはじめ一族悉く誅せらるゝ時、祐親父子の罪を決するに、祐親父は祐親が婿の命を助けんとて、我を殺すべきやうなりとて、おのれ〳〵が子共を殺すべきやうなりとて、父母を訴へ出でたる事、甚だ以て不孝の至りなり、其罪軽からずとて、祐親父子共に誅せらるゝ事に極まりぬ。

扨又、後篠原共合戦に打勝ち給ふ事、前に出でたる如く、其後頼朝公天下を平定し給ふに及び、志ある者共に恩賞を行ひ給ふ。其頃頼朝公の御前に、梶原景時、高橋判官長綱、天野遠景、安達藤九郎盛長、比企藤四郎能員、仁田四郎忠常、和田小太郎義盛、土肥次郎実平、岡崎四郎義実、工藤庄司景光、宇佐美三郎祐茂、佐々木四郎高綱、同五郎義清、同太郎盛綱、同三郎盛季、梶原源太景季、同平三景高、畠山次郎重忠、和田左衛門尉義盛、和田小次郎宗実、和田新兵衛常盛、和田三郎宗実、和田四郎義茂、和田五郎義胤、和田六郎義信、和田七郎義直、和田八郎義重、和田九郎義長、和田十郎義久、和田十一郎義秀、和田十二郎義氏、和田十三郎義盛、和田十四郎義茂、和田十五郎義胤、和田十六郎義信、和田十七郎義直、和田十八郎義重、和田十九郎義長、和田二十郎義久、和田二十一郎義秀、和田二十二郎義氏、和田二十三郎義盛、和田二十四郎義茂、和田二十五郎義胤、和田二十六郎義信、和田二十七郎義直、和田二十八郎義重、和田二十九郎義長、和田三十郎義久、和田三十一郎義秀、和田三十二郎義氏、和田三十三郎義盛、和田三十四郎義茂、和田三十五郎義胤、和田三十六郎義信、和田三十七郎義直、和田三十八郎義重、和田三十九郎義長、和田四十郎義久、和田四十一郎義秀、和田四十二郎義氏、和田四十三郎義盛、和田四十四郎義茂、和田四十五郎義胤、和田四十六郎義信、和田四十七郎義直、和田四十八郎義重、和田四十九郎義長、和田五十郎義久、和田五十一郎義秀、和田五十二郎義氏、和田五十三郎義盛、和田五十四郎義茂、和田五十五郎義胤、和田五十六郎義信、和田五十七郎義直、和田五十八郎義重、和田五十九郎義長、和田六十郎義久、和田六十一郎義秀、和田六十二郎義氏、和田六十三郎義盛、和田六十四郎義茂、和田六十五郎義胤、和田六十六郎義信、和田六十七郎義直、和田六十八郎義重、和田六十九郎義長、和田七十郎義久、和田七十一郎義秀、和田七十二郎義氏、和田七十三郎義盛、和田七十四郎義茂、和田七十五郎義胤、和田七十六郎義信、和田七十七郎義直、和田七十八郎義重、和田七十九郎義長、和田八十郎義久、和田八十一郎義秀、和田八十二郎義氏、和田八十三郎義盛、和田八十四郎義茂、和田八十五郎義胤、和田八十六郎義信、和田八十七郎義直、和田八十八郎義重、和田八十九郎義長、和田九十郎義久、和田九十一郎義秀、和田九十二郎義氏、和田九十三郎義盛、和田九十四郎義茂、和田九十五郎義胤、和田九十六郎義信、和田九十七郎義直、和田九十八郎義重、和田九十九郎義長、和田百郎義久、和田百一郎義秀、和田百二郎義氏、和田百三郎義盛、和田百四郎義茂、和田百五郎義胤、和田百六郎義信、和田百七郎義直、和田百八郎義重、和田百九郎義長、和田百十郎義久、和田百十一郎義秀、和田百十二郎義氏、和田百十三郎義盛、和田百十四郎義茂、和田百十五郎義胤、和田百十六郎義信、和田百十七郎義直、和田百十八郎義重、和田百十九郎義長、和田百二十郎義久、和田百二十一郎義秀、和田百二十二郎義氏、和田百二十三郎義盛、和田百二十四郎義茂、和田百二十五郎義胤、和田百二十六郎義信、和田百二十七郎義直、和田百二十八郎義重、和田百二十九郎義長、和田百三十郎義久、和田百三十一郎義秀、和田百三十二郎義氏、和田百三十三郎義盛、和田百三十四郎義茂、和田百三十五郎義胤、和田百三十六郎義信、和田百三十七郎義直、和田百三十八郎義重、和田百三十九郎義長、和田百四十郎義久、和田百四十一郎義秀、和田百四十二郎義氏、和田百四十三郎義盛、和田百四十四郎義茂、和田百四十五郎義胤、和田百四十六郎義信、和田百四十七郎義直、和田百四十八郎義重、和田百四十九郎義長、和田百五十郎義久、和田百五十一郎義秀、和田百五十二郎義氏、和田百五十三郎義盛、和田百五十四郎義茂、和田百五十五郎義胤、和田百五十六郎義信、和田百五十七郎義直、和田百五十八郎義重、和田百五十九郎義長、和田百六十郎義久、和田百六十一郎義秀、和田百六十二郎義氏、和田百六十三郎義盛、和田百六十四郎義茂、和田百六十五郎義胤、和田百六十六郎義信、和田百六十七郎義直、和田百六十八郎義重、和田百六十九郎義長、和田百七十郎義久、和田百七十一郎義秀、和田百七十二郎義氏、和田百七十三郎義盛、和田百七十四郎義茂、和田百七十五郎義胤、和田百七十六郎義信、和田百七十七郎義直、和田百七十八郎義重、和田百七十九郎義長、和田百八十郎義久、和田百八十一郎義秀、和田百八十二郎義氏、和田百八十三郎義盛、和田百八十四郎義茂、和田百八十五郎義胤、和田百八十六郎義信、和田百八十七郎義直、和田百八十八郎義重、和田百八十九郎義長、和田百九十郎義久、和田百九十一郎義秀、和田百九十二郎義氏、和田百九十三郎義盛、和田百九十四郎義茂、和田百九十五郎義胤、和田百九十六郎義信、和田百九十七郎義直、和田百九十八郎義重、和田百九十九郎義長、和田二百郎義久、和田二百一郎義秀、和田二百二郎義氏、和田二百三郎義盛、和田二百四郎義茂、和田二百五郎義胤、和田二百六郎義信、和田二百七郎義直、和田二百八郎義重、和田二百九郎義長、和田二百十郎義久、和田二百十一郎義秀、和田二百十二郎義氏、和田二百十三郎義盛、和田二百十四郎義茂、和田二百十五郎義胤、和田二百十六郎義信、和田二百十七郎義直、和田二百十八郎義重、和田二百十九郎義長、和田二百二十郎義久、和田二百二十一郎義秀、和田二百二十二郎義氏、和田二百二十三郎義盛、和田二百二十四郎義茂、和田二百二十五郎義胤、和田二百二十六郎義信、和田二百二十七郎義直、和田二百二十八郎義重、和田二百二十九郎義長、和田二百三十郎義久、和田二百三十一郎義秀、和田二百三十二郎義氏、和田二百三十三郎義盛、和田二百三十四郎義茂、和田二百三十五郎義胤、和田二百三十六郎義信、和田二百三十七郎義直、和田二百三十八郎義重、和田二百三十九郎義長、和田二百四十郎義久、和田二百四十一郎義秀、和田二百四十二郎義氏、和田二百四十三郎義盛、和田二百四十四郎義茂、和田二百四十五郎義胤、和田二百四十六郎義信、和田二百四十七郎義直、和田二百四十八郎義重、和田二百四十九郎義長、和田二百五十郎義久、和田二百五十一郎義秀、和田二百五十二郎義氏、和田二百五十三郎義盛、和田二百五十四郎義茂、和田二百五十五郎義胤、和田二百五十六郎義信、和田二百五十七郎義直、和田二百五十八郎義重、和田二百五十九郎義長、和田二百六十郎義久、和田二百六十一郎義秀、和田二百六十二郎義氏、和田二百六十三郎義盛、和田二百六十四郎義茂、和田二百六十五郎義胤、和田二百六十六郎義信、和田二百六十七郎義直、和田二百六十八郎義重、和田二百六十九郎義長、和田二百七十郎義久、和田二百七十一郎義秀、和田二百七十二郎義氏、和田二百七十三郎義盛、和田二百七十四郎義茂、和田二百七十五郎義胤、和田二百七十六郎義信、和田二百七十七郎義直、和田二百七十八郎義重、和田二百七十九郎義長、和田二百八十郎義久、和田二百八十一郎義秀、和田二百八十二郎義氏、和田二百八十三郎義盛、和田二百八十四郎義茂、和田二百八十五郎義胤、和田二百八十六郎義信、和田二百八十七郎義直、和田二百八十八郎義重、和田二百八十九郎義長、和田二百九十郎義久、和田二百九十一郎義秀、和田二百九十二郎義氏、和田二百九十三郎義盛、和田二百九十四郎義茂、和田二百九十五郎義胤、和田二百九十六郎義信、和田二百九十七郎義直、和田二百九十八郎義重、和田二百九十九郎義長、和田三百郎義久、和田三百一郎義秀、和田三百二郎義氏、和田三百三郎義盛、和田三百四郎義茂、和田三百五郎義胤、和田三百六郎義信、和田三百七郎義直、和田三百八郎義重、和田三百九郎義長、和田三百十郎義久、和田三百十一郎義秀、和田三百十二郎義氏、和田三百十三郎義盛、和田三百十四郎義茂、和田三百十五郎義胤、和田三百十六郎義信、和田三百十七郎義直、和田三百十八郎義重、和田三百十九郎義長、和田三百二十郎義久、和田三百二十一郎義秀、和田三百二十二郎義氏、和田三百二十三郎義盛、和田三百二十四郎義茂、和田三百二十五郎義胤、和田三百二十六郎義信、和田三百二十七郎義直、和田三百二十八郎義重、和田三百二十九郎義長、和田三百三十郎義久、和田三百三十一郎義秀、和田三百三十二郎義氏、和田三百三十三郎義盛、和田三百三十四郎義茂、和田三百三十五郎義胤、和田三百三十六郎義信、和田三百三十七郎義直、和田三百三十八郎義重、和田三百三十九郎義長、和田三百四十郎義久、和田三百四十一郎義秀、和田三百四十二郎義氏、和田三百四十三郎義盛、和田三百四十四郎義茂、和田三百四十五郎義胤、和田三百四十六郎義信、和田三百四十七郎義直、和田三百四十八郎義重、和田三百四十九郎義長、和田三百五十郎義久、和田三百五十一郎義秀、和田三百五十二郎義氏、和田三百五十三郎義盛、和田三百五十四郎義茂、和田三百五十五郎義胤、和田三百五十六郎義信、和田三百五十七郎義直、和田三百五十八郎義重、和田三百五十九郎義長、和田三百六十郎義久、和田三百六十一郎義秀、和田三百六十二郎義氏、和田三百六十三郎義盛、和田三百六十四郎義茂、和田三百六十五郎義胤、和田三百六十六郎義信、和田三百六十七郎義直、和田三百六十八郎義重、和田三百六十九郎義長、和田三百七十郎義久、和田三百七十一郎義秀、和田三百七十二郎義氏、和田三百七十三郎義盛、和田三百七十四郎義茂、和田三百七十五郎義胤、和田三百七十六郎義信、和田三百七十七郎義直、和田三百七十八郎義重、和田三百七十九郎義長、和田三百八十郎義久、和田三百八十一郎義秀、和田三百八十二郎義氏、和田三百八十三郎義盛、和田三百八十四郎義茂、和田三百八十五郎義胤、和田三百八十六郎義信、和田三百八十七郎義直、和田三百八十八郎義重、和田三百八十九郎義長、和田三百九十郎義久、和田三百九十一郎義秀、和田三百九十二郎義氏、和田三百九十三郎義盛、和田三百九十四郎義茂、和田三百九十五郎義胤、和田三百九十六郎義信、和田三百九十七郎義直、和田三百九十八郎義重、和田三百九十九郎義長、和田四百郎義久、和田四百一郎義秀、和田四百二郎義氏、和田四百三郎義盛、和田四百四郎義茂、和田四百五郎義胤、和田四百六郎義信、和田四百七郎義直、和田四百八郎義重、和田四百九郎義長、和田四百十郎義久、和田四百十一郎義秀、和田四百十二郎義氏、和田四百十三郎義盛、和田四百十四郎義茂、和田四百十五郎義胤、和田四百十六郎義信、和田四百十七郎義直、和田四百十八郎義重、和田四百十九郎義長、和田四百二十郎義久、和田四百二十一郎義秀、和田四百二十二郎義氏、和田四百二十三郎義盛、和田四百二十四郎義茂、和田四百二十五郎義胤、和田四百二十六郎義信、和田四百二十七郎義直、和田四百二十八郎義重、和田四百二十九郎義長、和田四百三十郎義久、和田四百三十一郎義秀、和田四百三十二郎義氏、和田四百三十三郎義盛、和田四百三十四郎義茂、和田四百三十五郎義胤、和田四百三十六郎義信、和田四百三十七郎義直、和田四百三十八郎義重、和田四百三十九郎義長、和田四百四十郎義久、和田四百四十一郎義秀、和田四百四十二郎義氏、和田四百四十三郎義盛、和田四百四十四郎義茂、和田四百四十五郎義胤、和田四百四十六郎義信、和田四百四十七郎義直、和田四百四十八郎義重、和田四百四十九郎義長、和田四百五十郎義久、和田四百五十一郎義秀、和田四百五十二郎義氏、和田四百五十三郎義盛、和田四百五十四郎義茂、和田四百五十五郎義胤、和田四百五十六郎義信、和田四百五十七郎義直、和田四百五十八郎義重、和田四百五十九郎義長、和田四百六十郎義久、和田四百六十一郎義秀、和田四百六十二郎義氏、和田四百六十三郎義盛、和田四百六十四郎義茂、和田四百六十五郎義胤、和田四百六十六郎義信、和田四百六十七郎義直、和田四百六十八郎義重、和田四百六十九郎義長、和田四百七十郎義久、和田四百七十一郎義秀、和田四百七十二郎義氏、和田四百七十三郎義盛、和田四百七十四郎義茂、和田四百七十五郎義胤、和田四百七十六郎義信、和田四百七十七郎義直、和田四百七十八郎義重、和田四百七十九郎義長、和田四百八十郎義久、和田四百八十一郎義秀、和田四百八十二郎義氏、和田四百八十三郎義盛、和田四百八十四郎義茂、和田四百八十五郎義胤、和田四百八十六郎義信、和田四百八十七郎義直、和田四百八十八郎義重、和田四百八十九郎義長、和田四百九十郎義久、和田四百九十一郎義秀、和田四百九十二郎義氏、和田四百九十三郎義盛、和田四百九十四郎義茂、和田四百九十五郎義胤、和田四百九十六郎義信、和田四百九十七郎義直、和田四百九十八郎義重、和田四百九十九郎義長、和田五百郎義久、和田五百一郎義秀、和田五百二郎義氏、和田五百三郎義盛、和田五百四郎義茂、和田五百五郎義胤、和田五百六郎義信、和田五百七郎義直、和田五百八郎義重、和田五百九郎義長、和田五百十郎義久、和田五百十一郎義秀、和田五百十二郎義氏、和田五百十三郎義盛、和田五百十四郎義茂、和田五百十五郎義胤、和田五百十六郎義信、和田五百十七郎義直、和田五百十八郎義重、和田五百十九郎義長、和田五百二十郎義久、和田五百二十一郎義秀、和田五百二十二郎義氏、和田五百二十三郎義盛、和田五百二十四郎義茂、和田五百二十五郎義胤、和田五百二十六郎義信、和田五百二十七郎義直、和田五百二十八郎義重、和田五百二十九郎義長、和田五百三十郎義久、和田五百三十一郎義秀、和田五百三十二郎義氏、和田五百三十三郎義盛、和田五百三十四郎義茂、和田五百三十五郎義胤、和田五百三十六郎義信、和田五百三十七郎義直、和田五百三十八郎義重、和田五百三十九郎義長、和田五百四十郎義久、和田五百四十一郎義秀、和田五百四十二郎義氏、和田五百四十三郎義盛、和田五百四十四郎義茂、和田五百四十五郎義胤、和田五百四十六郎義信、和田五百四十七郎義直、和田五百四十八郎義重、和田五百四十九郎義長、和田五百五十郎義久、和田五百五十一郎義秀、和田五百五十二郎義氏、和田五百五十三郎義盛、和田五百五十四郎義茂、和田五百五十五郎義胤、和田五百五十六郎義信、和田五百五十七郎義直、和田五百五十八郎義重、和田五百五十九郎義長、和田五百六十郎義久、和田五百六十一郎義秀、和田五百六十二郎義氏、和田五百六十三郎義盛、和田五百六十四郎義茂、和田五百六十五郎義胤、和田五百六十六郎義信、和田五百六十七郎義直、和田五百六十八郎義重、和田五百六十九郎義長、和田五百七十郎義久、和田五百七十一郎義秀、和田五百七十二郎義氏、和田五百七十三郎義盛、和田五百七十四郎義茂、和田五百七十五郎義胤、和田五百七十六郎義信、和田五百七十七郎義直、和田五百七十八郎義重、和田五百七十九郎義長、和田五百八十郎義久、和田五百八十一郎義秀、和田五百八十二郎義氏、和田五百八十三郎義盛、和田五百八十四郎義茂、和田五百八十五郎義胤、和田五百八十六郎義信、和田五百八十七郎義直、和田五百八十八郎義重、和田五百八十九郎義長、和田五百九十郎義久、和田五百九十一郎義秀、和田五百九十二郎義氏、和田五百九十三郎義盛、和田五百九十四郎義茂、和田五百九十五郎義胤、和田五百九十六郎義信、和田五百九十七郎義直、和田五百九十八郎義重、和田五百九十九郎義長、和田六百郎義久、和田六百一郎義秀、和田六百二郎義氏、和田六百三郎義盛、和田六百四郎義茂、和田六百五郎義胤、和田六百六郎義信、和田六百七郎義直、和田六百八郎義重、和田六百九郎義長、和田六百十郎義久、和田六百十一郎義秀、和田六百十二郎義氏、和田六百十三郎義盛、和田六百十四郎義茂、和田六百十五郎義胤、和田六百十六郎義信、和田六百十七郎義直、和田六百十八郎義重、和田六百十九郎義長、和田六百二十郎義久、和田六百二十一郎義秀、和田六百二十二郎義氏、和田六百二十三郎義盛、和田六百二十四郎義茂、和田六百二十五郎義胤、和田六百二十六郎義信、和田六百二十七郎義直、和田六百二十八郎義重、和田六百二十九郎義長、和田六百三十郎義久、和田六百三十一郎義秀、和田六百三十二郎義氏、和田六百三十三郎義盛、和田六百三十四郎義茂、和田六百三十五郎義胤、和田六百三十六郎義信、和田六百三十七郎義直、和田六百三十八郎義重、和田六百三十九郎義長、和田六百四十郎義久、和田六百四十一郎義秀、和田六百四十二郎義氏、和田六百四十三郎義盛、和田六百四十四郎義茂、和田六百四十五郎義胤、和田六百四十六郎義信、和田六百四十七郎義直、和田六百四十八郎義重、和田六百四十九郎義長、和田六百五十郎義久、和田六百五十一郎義秀、和田六百五十二郎義氏、和田六百五十三郎義盛、和田六百五十四郎義茂、和田六百五十五郎義胤、和田六百五十六郎義信、和田六百五十七郎義直、和田六百五十八郎義重、和田六百五十九郎義長、和田六百六十郎義久、和田六百六十一郎義秀、和田六百六十二郎義氏、和田六百六十三郎義盛、和田六百六十四郎義茂、和田六百六十五郎義胤、和田六百六十六郎義信、和田六百六十七郎義直、和田六百六十八郎義重、和田六百六十九郎義長、和田六百七十郎義久、和田六百七十一郎義秀、和田六百七十二郎義氏、和田六百七十三郎義盛、和田六百七十四郎義茂、和田六百七十五郎義胤、和田六百七十六郎義信、和田六百七十七郎義直、和田六百七十八郎義重、和田六百七十九郎義長、和田六百八十郎義久、和田六百八十一郎義秀、和田六百八十二郎義氏、和田六百八十三郎義盛、和田六百八十四郎義茂、和田六百八十五郎義胤、和田六百八十六郎義信、和田六百八十七郎義直、和田六百八十八郎義重、和田六百八十九郎義長、和田六百九十郎義久、和田六百九十一郎義秀、和田六百九十二郎義氏、和田六百九十三郎義盛、和田六百九十四郎義茂、和田六百九十五郎義胤、和田六百九十六郎義信、和田六百九十七郎義直、和田六百九十八郎義重、和田六百九十九郎義長、和田七百郎義久、和田七百一郎義秀、和田七百二郎義氏、和田七百三郎義盛、和田七百四郎義茂、和田七百五郎義胤、和田七百六郎義信、和田七百七郎義直、和田七百八郎義重、和田七百九郎義長、和田七百十郎義久、和田七百十一郎義秀、和田七百十二郎義氏、和田七百十三郎義盛、和田七百十四郎義茂、和田七百十五郎義胤、和田七百十六郎義信、和田七百十七郎義直、和田七百十八郎義重、和田七百十九郎義長、和田七百二十郎義久、和田七百二十一郎義秀、和田七百二十二郎義氏、和田七百二十三郎義盛、和田七百二十四郎義茂、和田七百二十五郎義胤、和田七百二十六郎義信、和田七百二十七郎義直、和田七百二十八郎義重、和田七百二十九郎義長、和田七百三十郎義久、和田七百三十一郎義秀、和田七百三十二郎義氏、和田七百三十三郎義盛、和田七百三十四郎義茂、和田七百三十五郎義胤、和田七百三十六郎義信、和田七百三十七郎義直、和田七百三十八郎義重、和田七百三十九郎義長、和田七百四十郎義久、和田七百四十一郎義秀、和田七百四十二郎義氏、和田七百四十三郎義盛、和田七百四十四郎義茂、和田七百四十五郎義胤、和田七百四十六郎義信、和田七百四十七郎義直、和田七百四十八郎義重、和田七百四十九郎義長、和田七百五十郎義久、和田七百五十一郎義秀、和田七百五十二郎義氏、和田七百五十三郎義盛、和田七百五十四郎義茂、和田七百五十五郎義胤、和田七百五十六郎義信、和田七百五十七郎義直、和田七百五十八郎義重、和田七百五十九郎義長、和田七百六十郎義久、和田七百六十一郎義秀、和田七百六十二郎義氏、和田七百六十三郎義盛、和田七百六十四郎義茂、和田七百六十五郎義胤、和田七百六十六郎義信、和田七百六十七郎義直、和田七百六十八郎義重、和田七百六十九郎義長、和田七百七十郎義久、和田七百七十一郎義秀、和田七百七十二郎義氏、和田七百七十三郎義盛、和田七百七十四郎義茂、和田七百七十五郎義胤、和田七百七十六郎義信、和田七百七十七郎義直、和田七百七十八郎義重、和田七百七十九郎義長、和田七百八十郎義久、和田七百八十一郎義秀、和田七百八十二郎義氏、和田七百八十三郎義盛、和田七百八十四郎義茂、和田七百八十五郎義胤、和田七百八十六郎義信、和田七百八十七郎義直、和田七百八十八郎義重、和田七百八十九郎義長、和田七百九十郎義久、和田七百九十一郎義秀、和田七百九十二郎義氏、和田七百九十三郎義盛、和田七百九十四郎義茂、和田七百九十五郎義胤、和田七百九十六郎義信、和田七百九十七郎義直、和田七百九十八郎義重、和田七百九十九郎義長、和田八百郎義久、和田八百一郎義秀、和田八百二郎義氏、和田八百三郎義盛、和田八百四郎義茂、和田八百五郎義胤、和田八百六郎義信、和田八百七郎義直、和田八百八郎義重、和田八百九郎義長、和田八百十郎義久、和田八百十一郎義秀、和田八百十二郎義氏、和田八百十三郎義盛、和田八百十四郎義茂、和田八百十五郎義胤、和田八百十六郎義信、和田八百十七郎義直、和田八百十八郎義重、和田八百十九郎義長、和田八百二十郎義久、和田八百二十一郎義秀、和田八百二十二郎義氏、和田八百二十三郎義盛、和田八百二十四郎義茂、和田八百二十五郎義胤、和田八百二十六郎義信、和田八百二十七郎義直、和田八百二十八郎義重、和田八百二十九郎義長、和田八百三十郎義久、和田八百三十一郎義秀、和田八百三十二郎義氏、和田八百三十三郎義盛、和田八百三十四郎義茂、和田八百三十五郎義胤、和田八百三十六郎義信、和田八百三十七郎義直、和田八百三十八郎義重、和田八百三十九郎義長、和田八百四十郎義久、和田八百四十一郎義秀、和田八百四十二郎義氏、和田八百四十三郎義盛、和田八百四十四郎義茂、和田八百四十五郎義胤、和田八百四十六郎義信、和田八百四十七郎義直、和田八百四十八郎義重、和田八百四十九郎義長、和田八百五十郎義久、和田八百五十一郎義秀、和田八百五十二郎義氏、和田八百五十三郎義盛、和田八百五十四郎義茂、和田八百五十五郎義胤、和田八百五十六郎義信、和田八百五十七郎義直、和田八百五十八郎義重、和田八百五十九郎義長、和田八百六十郎義久、和田八百六十一郎義秀、和田八百六十二郎義氏、和田八百六十三郎義盛、和田八百六十四郎義茂、和田八百六十五郎義胤、和田八百六十六郎義信、和田八百六十七郎義直、和田八百六十八郎義重、和田八百六十九郎義長、和田八百七十郎義久、和田八百七十一郎義秀、和田八百七十二郎義氏、和田八百七十三郎義盛、和田八百七十四郎義茂、和田八百七十五郎義胤、和田八百七十六郎義信、和田八百七十七郎義直、和田八百七十八郎義重、和田八百七十九郎義長、和田八百八十郎義久、和田八百八十一郎義秀、和田八百八十二郎義氏、和田八百八十三郎義盛、和田八百八十四郎義茂、和田八百八十五郎義胤、和田八百八十六郎義信、和田八百八十七郎義直、和田八百八十八郎義重、和田八百八十九郎義長、和田八百九十郎義久、和田八百九十一郎義秀、和田八百九十二郎義氏、和田八百九十三郎義盛、和田八百九十四郎義茂、和田八百九十五郎義胤、和田八百九十六郎義信、和田八百九十七郎義直、和田八百九十八郎義重、和田八百九十九郎義長、和田九百郎義久、和田九百一郎義秀、和田九百二郎義氏、和田九百三郎義盛、和田九百四郎義茂、和田九百五郎義胤、和田九百六郎義信、和田九百七郎義直、和田九百八郎義重、和田九百九郎義長、和田九百十郎義久、和田九百十一郎義秀、和田九百十二郎義氏、和田九百十三郎義盛、和田九百十四郎義茂、和田九百十五郎義胤、和田九百十六郎義信、和田九百十七郎義直、和田九百十八郎義重、和田九百十九郎義長、和田九百二十郎義久、和田九百二十一郎義秀、和田九百二十二郎義氏、和田九百二十三郎義盛、和田九百二十四郎義茂、和田九百二十五郎義胤、和田九百二十六郎義信、和田九百二十七郎義直、和田九百二十八郎義重、和田九百二十九郎義長、和田九百三十郎義久、和田九百三十一郎義秀、和田九百三十二郎義氏、和田九百三十三郎義盛、和田九百三十四郎義茂、和田九百三十五郎義胤、和田九百三十六郎義信、和田九百三十七郎義直、和田九百三十八郎義重、和田九百三十九郎義長、和田九百四十郎義久、和田九百四十一郎義秀、和田九百四十二郎義氏、和田九百四十三郎義盛、和田九百四十四郎義茂、和田九百四十五郎義胤、和田九百四十六郎義信、和田九百四十七郎義直、和田九百四十八郎義重、和田九百四十九郎義長、和田九百五十郎義久、和田九百五十一郎義秀、和田九百五十二郎義氏、和田九百五十三郎義盛、和田九百五十四郎義茂、和田九百五十五郎義胤、和田九百五十六郎義信、和田九百五十七郎義直、和田九百五十八郎義重、和田九百五十九郎義長、和田九百六十郎義久、和田九百六十一郎義秀、和田九百六十二郎義氏、和田九百六十三郎義盛、和田九百六十四郎義茂、和田九百六十五郎義胤、和田九百六十六郎義信、和田九百六十七郎義直、和田九百六十八郎義重、和田九百六十九郎義長、和田九百七十郎義久、和田九百七十一郎義秀、和田九百七十二郎義氏、和田九百七十三郎義盛、和田九百七十四郎義茂、和田九百七十五郎義胤、和田九百七十六郎義信、和田九百七十七郎義直、和田九百七十八郎義重、和田九百七十九郎義長、和田九百八十郎義久、和田九百八十一郎義秀、和田九百八十二郎義氏、和田九百八十三郎義盛、和田九百八十四郎義茂、和田九百八十五郎義胤、和田九百八十六郎義信、和田九百八十七郎義直、和田九百八十八郎義重、和田九百八十九郎義長、和田九百九十郎義久、和田九百九十一郎義秀、和田九百九十二郎義氏、和田九百九十三郎義盛、和田九百九十四郎義茂、和田九百九十五郎義胤、和田九百九十六郎義信、和田九百九十七郎義直、和田九百九十八郎義重、和田九百九十九郎義長、和田千郎義久、和田千一郎義秀、和田千二郎義氏、和田千三郎義盛、和田千四郎義茂、和田千五郎義胤、和田千六郎義信、和田千七郎義直、和田千八郎義重、和田千九郎義長、和田千十郎義久、和田千十一郎義秀、和田千十二郎義氏、和田千十三郎義盛、和田千十四郎義茂、和田千十五郎義胤、和田千十六郎義信、和田千十七郎義直、和田千十八郎義重、和田千十九郎義長、和田千二十郎義久、和田千二十一郎義秀、和田千二十二郎義氏、和田千二十三郎義盛、和田千二十四郎義茂、和田千二十五郎義胤、和田千二十六郎義信、和田千二十七郎義直、和田千二十八郎義重、和田千二十九郎義長、和田千三十郎義久、和田千三十一郎義秀、和田千三十二郎義氏、和田千三十三郎義盛、和田千三十四郎義茂、和田千三十五郎義胤、和田千三十六郎義信、和田千三十七郎義直、和田千三十八郎義重、和田千三十九郎義長、和田千四十郎義久、和田千四十一郎義秀、和田千四十二郎義氏、和田千四十三郎義盛、和田千四十四郎義茂、和田千四十五郎義胤、和田千四十六郎義信、和田千四十七郎義直、和田千四十八郎義重、和田千四十九郎義長、和田千五十郎義久、和田千五十一郎義秀、和田千五十二郎義氏、和田千五十三郎義盛、和田千五十四郎義茂、和田千五十五郎義胤、和田千五十六郎義信、和田千五十七郎義直、和田千五十八郎義重、和田千五十九郎義長、和田千六十郎義久、和田千六十一郎義秀、和田千六十二郎義氏、和田千六十三郎義盛、和田千六十四郎義茂、和田千六十五郎義胤、和田千六十六郎義信、和田千六十七郎義直、和田千六十八郎義重、和田千六十九郎義長、和田千七十郎義久、和田千七十一郎義秀、和田千七十二郎義氏、和田千七十三郎義盛、和田千七十四郎義茂、和田千七十五郎義胤、和田千七十六郎義信、和田千七十七郎義直、和田千七十八郎義重、和田千七十九郎義長、和田千八十郎義久、和田千八十一郎義秀、和田千八十二郎義氏、和田千八十三郎義盛、和田千八十四郎義茂、和田千八十五郎義胤、和田千八十六郎義信、和田千八十七郎義直、和田千八十八郎義重、和田千八十九郎義長、和田千九十郎義久、和田千九十一郎義秀、和田千九十二郎義氏、和田千九十三郎義盛、和田千九十四郎義茂、和田千九十五郎義胤、和田千九十六郎義信、和田千九十七郎義直、和田千九十八郎義重、和田千九十九郎義長、和田二千郎義久、和田二千一郎義秀、和田二千二郎義氏、和田二千三郎義盛、和田二千四郎義茂、和田二千五郎義胤、和田二千六郎義信、和田二千七郎義直、和田二千八郎義重、和田二千九郎義長、和田二千十郎義久、和田二千十一郎義秀、和田二千十二郎義氏、和田二千十三郎義盛、和田二千十四郎義茂、和田二千十五郎義胤、和田二千十六郎義信、和田二千十七郎義直、和田二千十八郎義重、和田二千十九郎義長、和田二千二十郎義久、和田二千二十一郎義秀、和田二千二十二郎義氏、和田二千二十三郎義盛、和田二千二十四郎義茂、和田二千二十五郎義胤、和田二千二十六郎義信、和田二千二十七郎義直、和田二千二十八郎義重、和田二千二十九郎義長、和田二千三十郎義久、和田二千三十一郎義秀、和田二千三十二郎義氏、和田二千三十三郎義盛、和田二千三十四郎義茂、和田二千三十五郎義胤、和田二千三十六郎義信、和田二千三十七郎義直、和田二千三十八郎義重、和田二千三十九郎義長、和田二千四十郎義久、和田二千四十一郎義秀、和田二千四十二郎義氏、和田二千四十三郎義盛、和田二千四十四郎義茂、和田二千四十五郎義胤、和田二千四十六郎義信、和田二千四十七郎義直、和田二千四十八郎義重、和田二千四十九郎義長、和田二千五十郎義久、和田二千五十一郎義秀、和田二千五十二郎義氏、和田二千五十三郎義盛、和田二千五十四郎義茂、和田二千五十五郎義胤、和田二千五十六郎義信、和田二千五十七郎義直、和田二千五十八郎義重、和田二千五十九郎義長、和田二千六十郎義久、和田二千六十一郎義秀、和田二千六十二郎義氏、和田二千六十三郎義盛、和田二千六十四郎義茂、和田二千六十五郎義胤、和田二千六十六郎義信、和田二千六十七郎義直、和田二千六十八郎義重、和田二千六十九郎義長、和田二千七十郎義久、和田二千七十一郎義秀、和田二千七十二郎義氏、和田二千七十三郎義盛、和田二千七十四郎義茂、和田二千七十五郎義胤、和田二千七十六郎義信、和田二千七十七郎義直、和田二千七十八郎義重、和田二千七十九郎義長、和田二千八十郎義久、和田二千八十一郎義秀、和田二千八十二郎義氏、和田二千八十三郎義盛、和田二千八十四郎義茂、和田二千八十五郎義胤、和田二千八十六郎義信、和田二千八十七郎義直、和田二千八十八郎義重、和田二千八十九郎義長、和田二千九十郎義久、和田二千九十一郎義秀、和田二千九十二郎義氏、和田二千九十三郎義盛、和田二千九十四郎義茂、和田二千九十五郎義胤、和田二千九十六郎義信、和田二千九十七郎義直、和田二千九十八郎義重、和田二千九十九郎義長、和田三千郎義久、和田三千一郎義秀、和田三千二郎義氏、和田三千三郎義盛、和田三千四郎義茂、和田三千五郎義胤、和田三千六郎義信、和田三千七郎義直、和田三千八郎義重、和田三千九郎義長、和田三千十郎義久、和田三千十一郎義秀、和田三千十二郎義氏、和田三千十三郎義盛、和田三千十四郎義茂、和田三千十五郎義胤、和田三千十六郎義信、和田三千十七郎義直、和田三千十八郎義重、和田三千十九郎義長、和田三千二十郎義久、和田三千二十一郎義秀、和田三千二十二郎義氏、和田三千二十三郎義盛、和田三千二十四郎義茂、和田三千二十五郎義胤、和田三千二十六郎義信、和田三千二十七郎義直、和田三千二十八郎義重、和田三千二十九郎義長、和田三千三十郎義久、和田三千三十一郎義秀、和田三千三十二郎義氏、和田三千三十三郎義盛、和田三千三十四郎義茂、和田三千三十五郎義胤、和田三千三十六郎義信、和田三千三十七郎義直、和田三千三十八郎義重、和田三千三十九郎義長、和田三千四十郎義久、和田三千四十一郎義秀、和田三千四十二郎義氏、和田三千四十三郎義盛、和田三千四十四郎義茂、和田三千四十五郎義胤、和田三千四十六郎義信、和田三千四十七郎義直、和田三千四十八郎義重、和田三千四十九郎義長、和田三千五十郎義久、和田三千五十一郎義秀、和田三千五十二郎義氏、和田三千五十三郎義盛、和田三千五十四郎義茂、和田三千五十五郎義胤、和田三千五十六郎義信、和田三千五十七郎義直、和田三千五十八郎義重、和田三千五十九郎義長、和田三千六十郎義久、和田三千六十一郎義秀、和田三千六十二郎義氏、和田三千六十三郎義盛、和田三千六十四郎義茂、和田三千六十五郎義胤、和田三千六十六郎義信、和田三千六十七郎義直、和田三千六十八郎義重、和田三千六十九郎義長、和田三千七十郎義久、和田三千七十一郎義秀、和田三千七十二郎義氏、和田三千七十三郎義盛、和田三千七十四郎義茂、和田三千七十五郎義胤、和田三千七十六郎義信、和田三千七十七郎義直、和田三千七十八郎義重、和田三千七十九郎義長、和田三千八十郎義久、和田三千八十一郎義秀、和田三千八十二郎義氏、和田三千八十三郎義盛、和田三千八十四郎義茂、和田三千八十五郎義胤、和田三千八十六郎義信、和田三千八十七郎義直、和田三千八十八郎義重、和田三千八十九郎義長、和田三千九十郎義久、和田三千九十一郎義秀、和田三千九十二郎義氏、和田三千九十三郎義盛、和田三千九十四郎義茂、和田三千九十五郎義胤、和田三千九十六郎義信、和田三千九十七郎義直、和田三千九十八郎義重、和田三千九十九郎義長、和田四千郎義久、和田四千一郎義秀、和田四千二郎義氏、和田四千三郎義盛、和田四千四郎義茂、和田四千

跡あて討死のこと共多く見ゆれども、一人も同志の
いつわり無て、忠に指ましれぬ。誠に感涙を催ふし
つゝ、かゝる時に百余騎を相従へ、やうやうの
わざをなすも自害せんとてなり。されども、尊氏
大厦高牆忽ち灰燼となり、ぬかゞみの
涙をさへ、惘然として流れ、更に彼文をとりて
きつとを、縁側のもとに伏、今さらに
おもひ入たる色を拭ひて、ナニ
おもふに、今までの義
士の降人となりて

八豈恥をもとゞめ老と、いはんやさ
のまゝにいたりては義士の義を
せらるゝに、又義臭あるの作者を
も。此の方、我うさ晴のなを失ふ
魚に、仇なる妻とするうたてさよ。一矛をこらして一矛に怒
て彼使の乃ち筆をとゞめ、其文を刀より
も。嗚呼聖秀、この如くにして義氣の勇壮、志操の潔白に
るゝ事やあれ。武田勝頼の小宮
山内record の名義として、最感嘆するに
のごとくの天正の年中のまゝ
内record人と毎一新、筆

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

きーおるとつねよ。勝頼譴人のもちひく。内藤う不忠の決ー
この八。内藤罪なのしてなくく逐電
勲こ居ーて敵を防ぐ。織田の兵甲列を丸へて。勝頼数
すく。故府をとるく。湯井常陸介をとる「卑」ー談。平二人の妻と云
同じ仲よ奉ることきくへー。この八。内藤勝頼
退散をおさきの内猛と争ひし若。美よ説せー者と同きな
ぎまもるく逃去ぬとく。内猛憤慨とーてうくの人よひ
こいとく。集ぬよ。今おく甚雑よ死せ八。
家名のらひすーて。
家名を捨するよ似ぐをよ。又死せ
を捨するとも。是の義をや猶ぐの一義の
ためとて十二人同ーく風雅よ殉ひ

ぐもの。武雅と甲列の士。皆勝頼を頼く逃去ーしぬ。平二人ちぐ。
傾覆流離の万くにきまもりて。さく。この二人なく。風雅よ殉ひ
八ぐまも義の士とて。角ぐ。
ひーまも恥。後者の列中もおらぬ。勝頼の万くて。外よの墓
赴死ー事。甚忠烈なること温井等ーとあり。武田滅亡の後。
東照宮内猛ー忠義をゆく感し
絶ると哀ぐ給ぐ。内猛ー学ぶ又山又七布をめし。おさまーぐ。武後
小田原陣のお。武職の人をきぐもの
給せの約ー作ぐまきまぐ。甚時内猛ー勝頼よ弱ーて忠義お
下ーまぐとぐ作角ぐまぐ。義よ武士のくまなとなぐーめ。

又七郎八はじめ小弱なりしかども兄内蔵助の忠義を感じ思ひよりて
て、かゝる職を命ぜられしよしと見えたるとぞ。仇を死後
のめいぼくに忠義の験となりし。
烈女種なし
翁むかしかたりにあつかりし時、ある人のいひしは、およそ人の善悪大小
によらず、改めぬ事は世にいひつたへておきて旧悪をもおもひしりなくせし。
なしがたくも、いひつたへのなかくさまなれば士の死ぬるさ
まをもいふたるとおもひしなりとげぬなりてぞ、其事ありて
てだにつ生の恥をかゝせて、古人なかくすまらぬなり。士の
家に生れては、男女ともに幼きよりこれ義の事を常にいひき

かせて、まさしき事もなきにあらず。されどもまことにさうなれ
婦人は柔順を主として剛健を体とせず。されば士の婦
女として、ひとたび一婦となる上は、その夫の要にあはん時にも
ならしして節義をたがへざるは、古より
衛の共姜を始として、歴代貞節の女世に絶せず。漢の陳孝婦魏
の令女のことは、小学の書にも載せたれば、さきんぜし。
事によりて衛侯の夫人南子は、忠臣不下為二昭々一信上節、不下為
冥々一惰上行、といひ、令女は仁者不下以二盛衰一改上節、義者不下以二存亡一
易上心といひしを、婦人の言ながら、ありがたく、聖賢の
訓にもおとらぬ言にて、ゆゝしきことぞかし。今女は言すこち

まさに其の相叶ひぬるまゝにえよりてきやう
識あるすゝめ満ちぬるまゝにいと罪ふ
夫をあまたゝびまうけ皇后世すまでもあり
ける。漢の平帝は皇后を莽の女なるを
下し給ふ。お帝を弑せしかば漢兵起て莽を攻滅し
てふたゝび皇后宮殿こゝのをを見給ふ。我なるを
見えんやとこゝろよく投してい
憂国越中守忠臣の夫人明智光秀の
織田信長のために信長父子を弑し
より軍を還して光秀を滅しぬ其後関原の
乱よ忠臣大軍

に受く。国事よりよきをる。其後よ石田の兵忠臣の
夫人をとらへんとせしかば
賊さん。敵のたをいかぬ出よとて。
義よりやまよりて。兵をの士。笠原孫助河小石見
ありなりく後をさる。伯の局とよ女房。其外三十人ばかり
公事よりて死せき。今よ卯く世よ
まで伝へ侍る。かゝる大逆臣の女よ。
まことよ載とがたく。孝平皇后よ
後漢よもに。まく類なきやなり。さ
ば伝ふこゝ。前を烈女よ種なりとて

客いやその稽なきこと多くおかしき
の性を稟てすこし。性なりしてそ
ありて。或ハ簪刀のごとく。丈夫も
威儀のごとく。良家よハ俗あつて。卑
むり。今本性を稟てまする故
もの。雖ども若人のつもも悪人あり。
女貴賤ともおのおのうちに父祖親戚よ
お感じて。そこに正直の徳あくまで
をおく。天性の稟あるをもつてさるおの
婦女又ハ卑賤も節義の行あるも

稟あるを信し。又ハ下賤のたぐひなき婦女等よく義
の志ハ丈夫をもとくそなよおとるべくやハ
人を奨起するおもなるべし。よつて
特よ近く徳川の源義昭の妾静
く名を得し策妓なり。頼朝の妹君色をもつて義経よ寵せ
き。けだし義経を為し一時の勢も吉野よりて
そもそものつも起因なり。頼朝鎌倉へ
来をとどまるも。吉野よりて事
さて放ちこさるべきよ。義経の
経よ誕生するをもつて。

義公世子の深き御なさけにて、頼朝その義を見そなはして、鶴の
号の祖父にはなれまゐらせ、静かの
今までも、おなく命をつなぎ、二人ながら
存ぜられ、ありがたき御事なり。静が必死歌をうたひ、静が
ごとくにいひて、
吉野山峯の白雪ふみわけて入りにし人のおとづれもせぬ
と、頼朝が怒りを、今のまわりの
さま、報通の義理をおもひやり、奇怪なることなり。
又、
吉野山峯の白雪ふみわけて入りにし人のおとづれもせぬ
と、頼朝が怒りを、今のまわりの
さま、報通の義理をおもひやり、奇怪なることなり。

処せられけるとぞ。夫人政子のこと
そまた蒂芥もせず、行義を教へ給ひ
して終まで義をまもらせ給ふ。
世に始終志を全くし義理を尽る高位も尊
官も等閑にして、まの義士伝一条源の醇儒中村惕斎の
撰びしと、後漢臭姜の女丈記載し。水鏡と題せし書に、
そこにも静婦家よせまゐらせ、遺恨なきこと
ぶかしくさらなるなり。そもそも
神とあがめたてまつるべきと。分ちがたくて
思ひ給ふ。今尚もやはらぎ給ふべく采覃あれ。

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

無以下體なる謂なり。

澤橋が母

加賀の前田家にては、毎年八丈嶋浮田家の子孫のもとへ、資用の為めに、小金錢、米、丹薬、包其外瑣細の物件定數ありて、同じ船のたよりに、公儀の官吏に附して、八丈の流人へ遣はせしむ。加賀にまかりし時、其いはれを故老に問ふに、澤橋兵太夫といへる者、かたりしは、むかしありしは豊臣太閤の時、前田家の先祖大納言利家卿の女を、太閤養女として、浮田秀家に嫁せしむ。是秀家の夫人なり。然るに慶長年中、関原の師散じて後、秀家は石田方の渠魁なれば、死罪に處せらるべきを、是は嶋津家の乞哀によりて、死一等を減じて、秀家並に其子八郎、八丈への流人と定め遂せしが、夫人八郎に乳母ありしが、それも共に逃去りし、其外の女房、八郎いまだ幼かりしかば、乳母に離れまじく、ひたすら悲しく慕ひしに、徒跣にて官廳に訴へければ、八郎に従はしめて流人と離れ遂げんとも、制禁なれば従ひがたし。女房はにはかに自殺せんとすれば、官吏あはれみて許し、其女房を同じく乳人と従はしむ。後によき人に嫁し、子をうみ、とく〳〵〔illegible〕、寵愛せられし事ありて、其者又子を生み、すなはちそれより竊にまかりて、女なる二人に流しの人の流

へだり。其後は上下の命ありし。只女房限なくよろこび給ひぬ。秀家父
子に別れて一たび浮世を避けむとせしに。其時三歳ばかりの子を抱き。浮田家
の夫人のもとへ来たりて。自ら八郎は曹子の御事。頼りなきはかなくて
は。八郎殿は此後ともに頼み参らせぬ。其れは其子を愛育ありけるに。此子と我
御側の人へ仰付られ。まいらせよとのたまひて。御前を退きしと見す
さやぬ夫人其子を常に膝下に置きて撫育し。其子の母をもすてて
秀家子八郎より先達を見届けし若き時は。此子を八郎の子とおぼえ。さてもかくて御
家へかくは。所々のやうにせらるゝまで。おのづから其子の父をも。この子
其子のわけを申さんとて。氏を浮橋などとなして。それより浅人後に陪臣
と到り。前田家に仕へておはせし。秀家備前の國主として

よりまく。加賀國人夫人と称して。侍者君とも今に其墓加賀に
あり。夫人在世の時。浮橋氏の子成長して。仕べき所よりなかりしかば。前田
家へ召仕べくやうに嫁して付託せられしかば。彼家にて不便加へられ。
浮橋丘太夫といふ名字を賜りて。後々に至る迄。母の里の恩を忘れず
済ふおはしまし。いく程なく遁世の身となりしが。同じく國をさまりて
形をのみ嫌ひ。住みあくがれ。ほゝゑみ来たる所の此ぬ。
元和の頃給ひつゝありしかば。
將軍家御上洛ありて。二條の御城へ入らせ給ひし時。ひとりの僧あれ
駕輿ちかく訴状を捧げて出で候。件の中より捨へられしも。ききつ
さりとては悪しくすまんとして。よれど猶輿の内よりもれ浅き

てゐへんと聊かおやめもいふくゐの新妙く書ゐゆくくれ給ふて連
て参ると仰ゐれ事よと云ゐおゐさくくとおゐ参事奉
中よのゐて。お国大和ゐおれと洛のれ供まくおまく。
後行なく仰へ還御おまく。八大ゐる石異て行へ。ぬ共
跡仕の頃也。某二条の時母おくゐと
御母と御ゐさく。共ゐよおゐ吾ゐくゐ八。さくおれ御ゐ
も云へれゐ。仕意趣よ母と一所よ洛くゐ
まなんおゐ。官吏上の御方を奉ゐて。ゐれとゐやに母二覧
喩おゐ給ゐと仰ゐみ今ゐさる。母
おゐ参ゐと。仰ゐ其志を不仮よおゐ。

供ゐゐさくまゐれ大仕よおゐく
ゐ母をめく。ゐさゐ。御ゐよゐ洛くゐ
ゐくま八。兵右更ゐやうおゐう考仕
事おゐ。ゐ母ゐ。父おくゐおく。ゐと
ゐく。御仕おく仕ゐさゐ。ゐれ文
おゐさくゐく。母御ゐく。甚御ゐとうてくゐき
よ膝ゐて。我汝ゐ二条の時。供ゐゐの
新く。一御ゐく。ゐまゐくゐの。今供
ひゐゐくきやうやおれ。と仰きま
くゐく。迎ゐ参ゐと及ゐと云ひ
めくよの也。元行よ仰ゐゐさくゐ

なり。其うちまた八郎よ敷奉書を巻きまわしたるを
巻きよ一ツ投げ遣し、其後一ツ投げ遣して、卑賤の者どもに
とをこうこうまもらをおかなる様子とよく見えわけわきまえ
よおよく仕おさまりよぶよと私の面あをとをてや居きよもみうけ
ゐしひとりの私ひなを話すこそ少しお国家よ。浮田と申徒の
こまおよく出よ。後家よ。毎歳助成の金子入用のことを
いくよく永代願ひさしこそゆるされ、公令よ
おくなし。ちこら、母もよの後ひすすきおくなし。其母への孝行
おの如きものおくなし。みよおひなるべきなくゆうやと公武
まもとくに朝議もすべきよそそるこうるよしきおのな

さまおく今も免教きこそやのとうさし。其外の地もおよそて
やこらぬきのもおれ免し。不絶金教きく。
めく。家図高く下なしやうものまま
かなのきよ。定りのごとくおくなし。存おく其地作
を踏損し。後のこうち屋こそおまよなるべき
しこと。列侯の家よる争て徴辟せらるゝ
仕友のおなし。但加賀の家よる。舊君の
免こうなし。加賀の家ひ忠孝の道
く家絶よ。新古今を考るよ。母よ
盡しおれよ。其よ類すべきよの。一奇まといのし。況や匹

まことに萬乗の主を動し奉ぼまも玄扵の後すべきも
勇に鋒刃を冒のまと加ざるべき今を治すべき人と稀な
き也其名世よまもるをもて仕ふるをもて
改る勿論のまもそれによく下情をもしたし
てかこまごまと後さるべき義なるべ
御組刻のごとく國家の元氣を養ひ
給ふ淺智短意の及べきにあらず
天野之事傷
他門縁ある法客多舎せしに翁いまだ
まねたる俚節義之事實よろこばしく
おもふ

の時まことに廉潔敢文の士ありと世の貴ぶべきをもて
職を任ぜられ必勲績をあげ幸を
そへ常憂とのごとく國力安のまもとのみ
一人一職を任じて一うと用よあらん
ふべ人うらの廉潔なる士を撰ふべし
同寮あり其心廉潔なのらざれば
ほとんど相そしまあり必相あらそ
あるべく相和するをも肉を挙べく和
さべきまことに剛も剛をなのべく柔
も柔をなのべく各職そ
べき先格をおひ後弊を拯ふべく
裁酌するとそべくいそう

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

明暦におおく推ものち殉と及ぶ
許さゆることいねまもおびきそに
事照宮參河より帰なまて時
右衛門康景をこまりよ
右衛門長、年多仕れる依天野
分ちお。甚て後輿人の誘よ佛高力鬼作左
天性ら気質といひ、そち屈
一決ぬの俗俗なの。け族とおく
コーて。年多うおちきよこまそ
力う慈悲ようまそ八。天性八高力の年多の義ひそ
ない。あ一次性次第で。かもに
之人やら次へうち廉潔ありて。大歩難のくちのさ
せんも世八。又同職とおそ屈
おおと及く。そ八次性次第
思ひくまく一段せねやら八及く
結末治おやし行おれ月うけれ
しとなる。高力年多の人うちのま
八。文長年中。後列眞岡寺の坂
領地の行をさらせく。警備の為
ちる際々お。汁領田原の一民。
忠行なく。盗一人をきやく殺

某（それがし）に仰て。井手民かもとに行て吟味せさせらるゝ事ハ。あらはにきの行を
盗む事有しにかくれなきやわらんべを康景うちとゞめにし。
御領の民なりしかバ。卒爾に殺せし事重罪なりとて。速に
其足軽を渡すべきのよし。仰ありしや。康景盗を殺すに何の
古今の法なり。何の故もなくして罪とせん。其上かの足軽私に殺せ
にあらず。康景下知して殺させしなり。しかれバ誤（あやまり）にあらずは。
康景罪に行はるべし。とかく。かゝる許容（きよよう）の氣色なし。然れバ其
ましますやうに。いかにも民の實を糺をぬかされバ。公事其罪に
くて。康景足軽に其の擔（たん）して。誅せらるゝのよし
言上し。公儀ハ康景かもとへ下知（げぢ）人を出すべきのよし。仰遣ハされけ

まさしく。家のおとなくひそかにかけうせけるとぞ。
東照宮きこしめして。康景におゐてハ。不義の不忠なる人ならねバ
上をあざむくのいはれもなく。欺（あざむ）かるゝ事もありなん。後日に糺問（きうもん）ありて
實否（じつぷ）を定めらるべきのよし仰出されしかバ。本多上野介正純（まさずみ）を
康景のもとへ遣ハされ。まづ御をひ付事理なりとも。一旦仰
出されし事なれバ。其罪に伏せられ候ハヾ。御威光（ゐくわう）も輝き候ふべきに
ゆへにはかる。三人に國をとらせ。其内一人ハ事あるまじき者を誅し
給はるべきのよし。正純申されしかバ。御威光輝くべきことあるまじ
ハとらへやうなるに及ばずとて。うけ給ハらずさてけれバ。
足軽がけく罪なきこそ打殺し。我威を立るゝ。勇士の本意に

おくれ不覚を取るよう志ていかとて、深
方々志ていとけなく、其後
台廟の御時に及て、おゐ人駿遠おう
其年々参ること、一人の仙人と
仙人ともに従の代々とそ大久の君
程現様の御子御代を継せ給ふとい
程現様とそ申ま、そと向々ゐ給
多年ぞの時よく合点ていた弁玉ふ
うて、こうのゆゑと向志ていとて、
こうて其年世よの法おゐて、其仙人志
お給んといひまうこ。康宗後のよむ
頭といひおこの仙人玉ふ志ていとう
しといふ人とおゐて、各人志真率
をつゐとた大炊頭のわ、各家よく
おゐんこ。よ、其仙人志従もせよ
う孔。会津様こ給ていこ、う分を当
上志ていこむくゐ仙ふこ。そようく世
ひと思ひまて、分石の禄を辱
よ為くひなをまとていこく。
結髪のはう、

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s　ガラス使用

さるきや。潔白なる武士と。世に多くもおぼゆるなるに。寛永のころ係の
下谷のおもむきは。芝の天徳寺境内のすきまくに常念仏
とて常に多くを念仏を唱る事あまりし。されば名高くよく僧のお
へおもむとて見るに六旅人と見えて。行脚僧の様にて其さまは
いやしからぬ人のつおとくる事すまとくおぼえし。かやうにしくして堂
よりくもむ雨にわらし。旅僧おやしくみて。何人かくれや。内へ入
てたまはらんと言ひし。其人いふやう。此寺の念仏の声を称讃して
来たるは程よ。久しく時を移して居る事くは。友ならで茶湯の路
所へとく内へ入ね。僧相挨拶し。待ることよといひて入事もきれなや
二両をさし。其上に奥州道より来る者なくは。仏になせし知るに。

老の後く。悪しく成事も出くる。年久しき事なくは。此其人乃
れ来ても今まで来る事なれは。是よりも語りえてんなどとも身をよせ
ほとんとてそなたし出せいて。其僧聞きて。さや日も暮ぬくれなて。
おそれて是は一宿のてきと出て見れは。あるは聖日僧おいれ
名残て。此身の病はきありも。いまた定まらぬと出て見れは。其人乃
いはともに。此宿にてしや多し。出かけんとするに。追ひ出へと見えし。
こやうしけなくはらくと。いまだ何かすそてなるまいれと拂ひける
すれは。物共の事なすと思へく。多くの人と見えさる程に。天徳
の和尚きて。強て本房へともなひて。僧丁寧に挨拶し。至
法く。寺中の事をまでせしに。語る事もなくよくえさき。旅僧

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s

ガラス使用

の志をなすもの、八、皆人の
下知あれ国々の退体して居らるゝ
く、然うさまでもなし、そこ〳〵書よく儒よく
俸禄も厚く、国賓のあり、歴々
よき時の禮越よりの人よきまゝ
出たゞ志ゝまゝをなく出ども
ゐ。今まくらもすゝ出ども、ゆく出
おくもゐとく〳〵ゐおく始く名
なのもの名をはさく〳〵もとゝ
この事やく結局の所、〳〵と中老中

くよう。他家よ脱く〳〵とにきゝ
をも使〳〵行〳〵まくと兄指〳〵
寺の行恩よなのやく〳〵今〳〵多く出恩を
九戸今我の時、其ものを氏てうを行
ひく方〳〵諸侯よりも招き〳〵書物よ
て〳〵そゝやうも安用のものとく〳〵
て事月を弥〳〵行ゐ腐下間のやく〳〵
処様〳〵事く結局多〳〵墓よまつの
庶侍よも之の〳〵外ひとゝ行〳〵
仏像仏経其外行〳〵ひとゝものゝ

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s　ガラス使用

さや無礼のことをもなし。汝等ものさきも少しとくく下るべし男まてと
もなくくのりをそろへてさくく出候へ共堂間の機わとに
二人凝然(ぎょうぜん)としてまもり結跏趺坐(けっかふざ)して焚死(やけし)しておりけ
るまた六人の外結跏なるもおりけれ寺中のよく演説をうけ
わりとて結跏いまだおらざる寺のこときと。外のかきまにおそれ。このもの久し
なるまて今てこれ恩を報ずることもやと思ひ
よく火消(けし)よりなく。寺外のよりをすてゝ一ところへ集(あつま)り
よきところをおくと思ひくくそれ自こそ
思ひやるべし。さきの。ごとく候。又ちかき
おやく。約束の。武士阿部故豊後守忠秋の
家来。物頭をせしが。其のち。姓名を改め今京
子細あつて出ず。忠秋くなりしのち。江戸八丁堀中ノ町の裏屋
をかりくらし居せしが。年を経るよく老
衰(おとろ)へ貧困(ひんこん)して糧(かて)を
絶(たや)る程(ほど)になりて。朝夕のうへ
ばかりくに出ける。ある夜風雨(ふうう)
強(つよ)く甚(はなはだ)しく降(ふり)ける。不意の病(やまい)にて
悩(なやみ)てくるしむ。さて人の入事もぬやうに
戸をかたく閉(とざ)して。内にて
苦(くるしみ)悩(なやむ)る。始(はじめ)のほどは。聞(きこ)へしが。
次第(しだい)に声(こえ)も。かすかになり。
つゐに絶入(たえいり)をしたるやうなり。
あくる朝(あさ)。戸(と)を破(やぶ)りて。見(み)るに六人共に

皆〻櫃（ひつ）よりかくて。瞼（まぶた）のように大きなる遺書一通あり。拙（つたな）き筆にて終（おわり）まで書（かき）綴（つづ）りおきたる事ども。今さら改（あらた）めて申（もうす）に及ばず。年来家の恩を忘れまいらせざるの段。拙き家ゆえ宝代のいまだ残りおりたるを。これまでに遣（つかわ）し置（おき）候。遺書は今を始（はじめ）めとして。奥の方（かた）。櫃の中より巳の刻（こく）ばかりに。やきたる美今三枚いまだ新（あらた）なり。大小の衣類ことごとく改（あらた）めて。皆金（こがね）一両のものまでこれを記（しる）し。次の間に置（おき）たる衣類をも。一枚ずつ改（あらた）めありて。百日目と命日（めいにち）とを書（かき）つけ。その外（ほか）の品々をも。一枚ずつ改（あらた）めありて。時の町奉行（まちぶぎょう）へ差出（さしだ）すべきよし。

老の遺書のごとくに治（おさま）りて。後日（ごにち）に厚恩（こうおん）をも報（むくい）ずして。餓死（がし）せしを。とやかくと申（もうす）者（もの）多かりしが。世（よ）の常（つね）の作法（さほう）にては。おいそれとは埒（らち）あかず。なるほど。或人（あるひと）の申（もうす）ごとく。橋津（はしづ）の浦（うら）の波（なみ）の浦井（うらい）老（ろう）の限（かぎり）なく。しかも。造（つく）りもの。拵（こしら）えものとは。見（みえ）ぬものなれども。さりとて。餓死（がし）せよとは。申（もうす）がたし。浪士（ろうし）のごとくに。金（かね）の世（よ）の常（つね）ならば。いかほども。施（ほどこ）しもあるべきに。一両の施（ほどこし）は。容易（ようい）ならぬ事（こと）なり。世（よ）の常（つね）の者（もの）ならば。一両の施（ほどこし）にて。世（よ）を渡（わた）りかねるものなり。されば。一両の施（ほどこし）にて。餓死（がし）して果（はて）たるは。その分（ぶん）にては。安心（あんしん）せしものなり。この人世（にんせい）を渡（わた）るの

病死する人もなく、すべて豊かに行う。豊年
二人の子供
を世子同様に仕候。無二の利発にさかしく
なり行き候。旗本もの共、なべて此の如く
もとより義を主とするの人ゆえ、その
孝悌（こうてい）極天（ごくてん）岡墜（こうつい）と言えども、信ずべし。信ずべし。
そのほか十年ばかりの歳月、十二月七日、江戸富
の商人、数度至吉富という者のもとへ代官十年位方の買を
の金借りに参り候。人を指支えさせ候ゆえ
さらさら埒あかず、おのおの
きとくおもひ、ひそかに路銀を贈りたるよし。おのおの
再び来会一人もこれなく候。思うに、おのおの
をおもうのあまりにや、という人情を
そこねたのであった。信ずべし、信ずべし。
の多きを歎き候ゆえ、そこで「信」を説くことの
要なきがごとくなり候。多の人情薄く偽
の篇という一冊書き残し候。
一つにはきのせいにさせられ候なりと
候。しかし幸い命十年位のまでにてやめて
元（もと）のまるくそろの将軍よせられよとくあるべきも。

中〳〵多かりき。しかるに。市十郎つく〴〵思ひめぐらしけるは。ゆゑなき推挙をこそ
めされしにて。その志を感じて。帰りてひそかに人々に意をのべける
は我始めより此事をわきまへて。深く交てこれほどに老人の見證
其ばをさとらせんとて。此指南を兄よりか。盃をかはし。とても
手負の者のやうにて指南せずしてかなはぬ仕合也。しかし。人
のうへをかくかりては。いさゝか我が身に及ぶ事也。他人に指南せさせば。其
落度の人申を悦びもしあるまじ。さらば我等指南して。其人に
逢まゐらせんとて。指南を頼みてそれへ參り。そこもとの。其我等に
表向[illegible]。さらば八と。申けんとて。其よりそれを。さまざまに
見かへりて。たがひにうちとけて。市十郎は[illegible]。心を許して。懐中

より金一包をとり出して。其志を謝しけれども。受ずして。さて
酒を出して。あくまで[illegible]。夜に入て帰りぬ。其後
十兵衛[illegible]。此酒宴の事をつたへきゝて。[illegible]
名を[illegible]。東庵七つ半の先を知ていふ
に。市十郎宅にまゐりて。又八。吉兵衛にあひていふは
吉兵衛は[illegible]。感涙を流して。其のちの事を。八兵衛に語りて
気の毒がりて。吉七の宅を訪ひ。吉七と申せしに。八兵衛に
合点いたさせたうへの[illegible]。かの。市十郎より
代頭を申しつけられ。[illegible]。吉七のもとへ参りける。
其八兵衛と申は。先へ。昨夕[illegible]。人々一つかたり。

[illegible]ひとそ[illegible]七八七十[illegible]ひとつ[illegible]
てその事成[illegible]酒肴[illegible]ふ[illegible]人中[illegible]
魚[illegible]けるものを多く[illegible]ぐ[illegible]
ひとりの[illegible]帝[illegible]
[illegible]ひ[illegible]拙[illegible]
さく[illegible]
そ[illegible]死骸[illegible]
厚く[illegible]
奇特[illegible]
[illegible]代帝[illegible]

始終信[illegible]
のま[illegible]
なれまし[illegible]
信[illegible]
八人[illegible]
きそ[illegible]
ふなそ[illegible]
はなのうへ[illegible]
肉をそゝめ火伴[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

あるハ氣をさとし。又ある人の上にあがりても。權柄をとらんとする人ハ地を
を求るやうのことハ。決してあるまじき事なれども。世中に是を
歴々の士大夫とよばるゝ人々も。實ハ乞食なる人をとはず。いへを求め。
名をば乞食なのまでも。實ハ士大夫といふもあり。又如此の國に野田
山といふものあり。家國家代々累代主家に奉公しけるが。家中の藩士
も死すまじく其蘗に哀しみ。これをすくひけれども。さりける中にも八事に
よりて蔡華の秘録を見るに每歳の事なれば。摩孫の在家に候
金を送りしにをけ並てゐればもすぐに其外の人々を衣ひしめれ
ばとらし將て隨ふめるに。下郎の無黨のもの來て火をおこし爛
ぶとて奪されさまて。側にて乞食とおもひし者。あらくさうの住居にかく

臥し居ながら是迄見て。人の祖考の名をあらはし奏
はすゝめんとするおもひ。さやうに狼藉するもわろくいふほどに割し
あれば無黨をも徒ともに罵て。かくその場をみだして
いらぬ事といふ奴ありといひしが。その乞食をして。名ある人の令する
やうなる事をせぬ者よ言をよせるものといひしとぞ。齊の黔敖
の嗟來の食を食せざる者ハあくまで餓といひしハ宿を相
似たり。おそらく流れて是人の倍ば此乞児。令の世とおもひあはせん言論
すべく意足といふものならし。これをそこしまのやうなる事ならまし
とも。古も今も。うちつゞかまる。節義のなやみあれば人をおし
凍餒にさへ免ずして。溝壑に斃まで其名も世にしらるゝと

国立国会図書館　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s
ガラス使用

ねてこゝろよく遊陽井なんと甄揚すれば吾使
の任おのづと今勉強せず結句のやうに
多くの人に笑はれ、終にきつのねをいふせんぎくて
我勢勅撰の歌集をよみ、いやしき妓女の歌
こゝろ名をわすれたる俊歌と尊卑共
の徒といふ。今我が節義を汚すとも
も食わんことを恐れて、移すまじ。節
節義ハ貴賤の為にかはるべきにあらず。
おきつれゆく船人の雑海不偏といふ
駿台雑話巻二畢

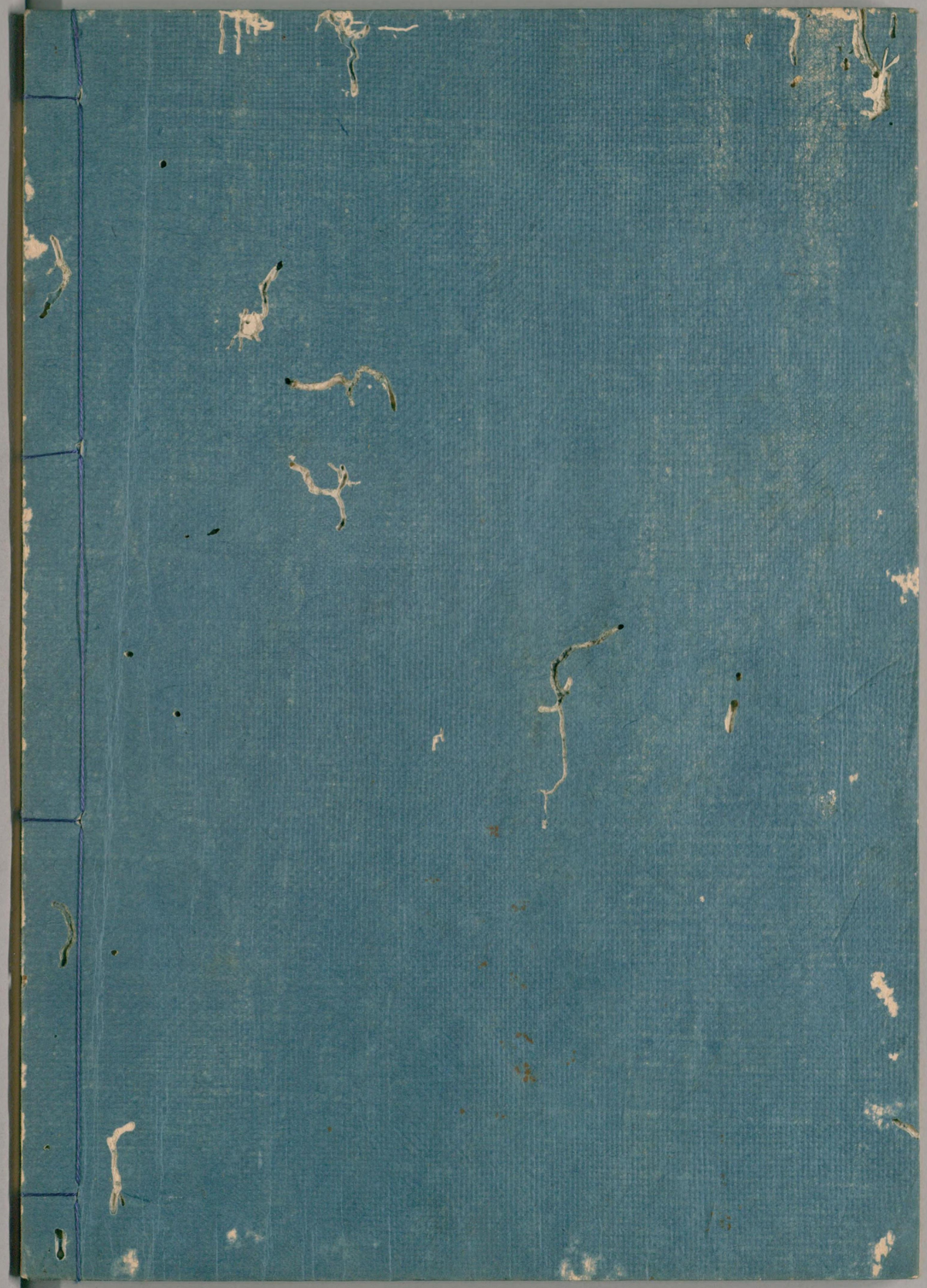

国立国会図書館　　タイトル『駿台雑話 : 5巻』 請求記号 121.43-M985s

ガラス使用